

むつ市議会第217回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成25年9月6日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）13番 濱田 栄子 議員

（2）6番 目時 睦男 議員

（3）8番 佐賀 英生 議員

（4）9番 東 健而 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島			進	公管企業者	遠	藤	雪	夫
代監査委員	阿	部			昇	選挙管理委員会	畑	中	政	勝
農委員会	立	花	順	一		総務政策長	伊	藤	道	郎
財務部長	石	野			了	民生部長	松	尾	秀	一
保健福祉部長	花	山	俊	春		経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷			晃	川内庁舎長	松	本	大	志
大畑庁舎長	畑	中	恒	治		野舎野福	猪	口	和	則
						協庁協庁市民課				
						沢長沢舎社長				

育会局校課任事
員務 育 主
導 策務
教委事学教主指
総政総主

飯 田 一 彦
栗 橋 恒 平

育会局校課事
員務 育 主
導
教委事学教指

祐 川 文 規

事務局職員出席者

事務局 長
主 幹
主 査

柳 田 論
佐 藤 悦
村 口 一 也

次 長
主 任 主 査
主 事

濱 田 賢 一
小 林 睦 子
山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより濱田栄子議員、目時睦男議員、佐賀英生議員、東健而議員、工藤孝夫議員、佐々木隆徳議員、菊池光弘議員、鎌田ちよ子議員、斉藤孝昭議員、岡崎健吾議員、横垣成年議員、浅利竹二郎議員の順となっております。

今日は、濱田栄子議員、目時睦男議員、佐賀英生議員、東健而議員の一般質問を行います。

◎濱田栄子議員

○議長（山本留義） まず、濱田栄子議員の登壇を求めます。13番濱田栄子議員。

（13番 濱田栄子議員登壇）

○13番（濱田栄子） おはようございます。むつ市議会第217回定例会におきまして、2項目5点に

ついでご質問いたします。新生むつの濱田栄子でございます。理事者におかれましては、前向きなご答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

暑く長いことしの夏も、ようやく季節は秋へとバトンタッチされ、過ごしやすい日々となりました。ことしは、豪雪の後は猛暑と異常気象に見舞われ、春先はホタテの生育もおくれ、夏はイカ漁も極端な不漁と燃油の急激な高騰が追い打ちをかけ、漁業者、加工業者は厳しい経営を強いられております。秋漁の豊漁を心から願うところでございます。

地域の経済が厳しい中におきましても、9月に入りまして大畑八幡宮、川内八幡宮、秋の例大祭の準備がそれぞれの地域で着々と進められております。およそ300年の歴史を誇る各地域のお祭りや、そしてイベントが延々と次の世代に引き継がれていくためには、何よりも若い方たちが安定して働ける職場を一つでも多くつくっていくことが優先課題ではないかと考えております。次の時代のこの地域のありようを考えたとき、数百年の時空を生き抜いてきた巨樹、古木を通して、その進むべき道を探ってみたいと思います。

質問の1点目、巨樹、古木の活用について。この活用という言葉は、適切かどうかはわかりませんが、巨樹、古木は、近くに寄って触れ合うことは余り根にもよくなく、老化を早めることとなります。したがって、活用、遠くから見ることで、またそれを調査することなどを含めて活用という言葉を使わせていただきました。

1点目の巨樹、古木の实態調査の実績についてお伺いいたします。むつ市のホームページによりますと、1988年、環境省、当時は環境庁だったので、自然環境保全基礎調査の一環として、日本の巨樹、巨木林の調査を都道府県ごとに行った。この調査は、地上から約130センチの位置で、

1メートル30センチの位置で幹周りが300センチ、3メートル以上の樹木を対象とし、青森県からも多くの巨樹、巨木林が調査され、下北では20本の巨樹が記録されている。また、1994年には、青森県樹木医会が、主に私有林を対象として県内の巨樹、古木を調査し、下北では60本ほど、ただし幹周り3メートル未満の古木などを含んでおりますが、記録されています。さらに、2000年には林野庁が全国の国有林の巨樹の中から「森の巨人たち百選」を選定し、下北からは脇野沢千年ヒバと薬研のクリの大木おぐりの2本が選ばれています。

「しかし、未だ調査されていない巨樹・巨木林が相当数存在すると考えられる。また、調査済みのものであっても生育環境等の生態的事項や信仰・故事・伝承等の人文的事項については、限られた人員や時間等により情報が不足している樹木もあり、更なる調査が必要とされている。このことから、私たちは平成19年よりそれぞれの得意分野を生かしながら、下北の巨樹・巨木林の調査に着手した」ということが書かれております。この調査をなさいましたメンバーを見てみますと、かつて県が主導し、森の案内人という講習会がありました、その中のメンバーが主なメンバーであると思っております。

この調査により、先ほどもホームページにありました大畑町葉色山国有林1164林班、薬研野営場より約400メートルのところにあります、日本でクリの木では3番目の巨木といわれ、幹周り7.8メートル、樹高27メートル、樹齢800年のクリの巨木おぐりと、そして先ほど申し上げました脇野沢村九艘泊源藤城国有林983林班にあります幹周り618センチ、6メートル18センチ、樹高20メートルの脇野沢千年ヒバなど、巨木百選に選ばれております。これらの2本の樹木を含め19本がさきの調査で報告されています。さきの調査でも、まだ不足している部分があるというふうに報告書にあ

りましたが、その後の調査の実績はどのようになっているのかお伺いいたします。

巨木の2点目をご質問いたします。巨樹、古木を活用し、薬研地区を森林セラピーの場として活用できないかということでご質問いたします。本来セラピーとは、治療や療法を意味しますが、森林セラピーとは、例えば抗生物質が肺炎を治すような特異的効果による治療を意味するものではありません。高過ぎる緊張状態、強過ぎる交感神経活動を沈静化させ、生理的リラックス状態をもたらすことを目指しています。その結果、低下していた免疫力を高め、病気になりにくい体を手に入れることができるという予防医学的見地に立った概念と言えます。

森林セラピーを行うには、森林セラピー検定2級をクリアし、講習を修了した者に与えられる森林セラピーガイドと、検定1級をクリアし、筆記試験と実技試験をクリアした者に与えられる森林セラピストの資格を取する必要があります。また、森林セラピー基地の審査を受ける必要もあります。薬研地区には、乙女橋を渡った森林軌道跡地の遊歩道付近には、ミズナラの巨木たちが数本ゆったりと森の中で息づいております。これからも続くであろうストレス社会において、薬研地区はすばらしい森林セラピーの基地になると思いますが、これを推し進める考えはないのでしょうか、市長の考えをお伺いいたします。

巨樹、古木の3点目、巨樹、古木、森林の大切さをアピールし、森づくりの林業の雇用拡大を目指すべきと思うが、このことについてご質問いたします。さきの議会でも申し述べましたとおり、独立採算制であった林野会計が今年度より一般財源化され、今後ますます予算の配分が多くなると予想されます。CO₂の吸収、国土の保全、水源の涵養は喫緊の課題であり、より一層森づくりの林業に力を尽くさなければなりません。むつ市は、

約8割が国有林であり、もちろん応分の予算はつくものと思われませんが、巨樹、古木の力をかり、より一層この地域が森を大切にしている地域であることをアピールし、予算の確保に努め、林業の雇用安定や拡大を目指すべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

4点目は、巨樹、古木を活用し、歴史感のある心の幅広い人材を育成すべきと思いますが、教育委員会委員長にご質問いたします。

義務教育の中で、または生涯教育の中で巨樹、古木と向き合う時間をつくっていただきたいと思っております。自然と向き合うとき、人間は何と小さな存在であるのか、巨木は一瞬にして私たちにそれを伝えてくれるのではないのでしょうか。私たちは、人となって500万年が経過しましたが、その99.99%は自然環境下で過ごしてきました。その自然環境下において進化という過程を経て、現代文明下にすむ今の人間となったわけで、元来人間の体は自然対応用にてできていると考えられています。さらに、人工化は急速に進んでおり、日々ストレス状態に置かれていると言っても過言ではないでしょう。町なかの1本の巨木に会いに行くもよし、また森の中の巨木たちに会いに行くもよし、幼木だったころの時代を想像するもよし、教室では伝え切れなかったことを巨木は語ってくれるのではないのでしょうか。このことについて、義務教育、生涯教育の場に巨木と触れ合う、巨木と向き合う時間をつくっていただきたいと思い、教育委員会委員長にご質問申し上げます。

次の2項目のサル被害対策についてご質問いたします。このことは、地域からたくさんの方の苦情を受けてのご質問となりました。電気柵がおくれている先にサル被害が集中している、もちろんサルは動きますし、知恵もあります。電気柵が設置されていない場所に集中するのは当然のことです。市としても、財政の許す限り徐々に電気柵

を設置しているのはわかります、ご努力はわかります。また、モンキーダッグを使って追い上げをしていることも認識しておりますが、まだ解決されていないその電気柵のないところにサルが集中して困っているという地域の声を今後どのような対策をとって解決しようとお思いでしょうか。市長にお伺いいたします。

以上、2項目5点について壇上よりご質問いたします。前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、巨樹、古木の活用についてのご質問の1点目、巨樹、古木の実態調査の実績はあるのかというご質問についてでございますが、平成20年度むつ市文化財調査報告書に「下北の巨樹・巨木林について」として、薬研のおぐり、脇野沢の千年ヒバ、銀杏木の大イチョウなど、19本の巨木の調査結果が掲載されております。また、林野庁では平成12年に全国の国有林の巨樹の中から「森の巨人たち百選」として、当市内では薬研のおぐり、脇野沢千年ヒバの2本が選ばれており、環境省でも自然環境保全基礎調査の一環として、日本の巨樹、巨木林の調査で現在21本の巨樹、巨木が登録されております。

次に、ご質問の2点目、巨樹、古木を活用し、薬研地区を森林セラピーの場として活用できないかというご質問でございますが、森林セラピーとは病気の改善や健康増進、ストレス解消などを目的に、欧米諸国で古くから行われている自然療法の一つで、医学的な根拠に基づいた森林浴効果のことを指すものと理解しております。

日本における森林セラピーに関する取り組みは、林野庁、森林総合研究所等が中心となり、平

成16年に森林セラピー研究会を立ち上げ、検討を始めております。その後NPO法人森林セラピーソサエティに活動が引き継がれ、現在ではその団体が森林セラピストや森林セラピー基地等の認定を行っております。

森林が持つ癒やしの効果は、誰もが感覚的には理解しているところですが、それを定量的に測定して実証された場所が森林セラピー基地として認定され、ふえ続ける医療費を抑制することにもつながるという期待もあり、近年は各方面から注目されているようです。

青森県内では、ことし深浦町の十二湖地域が森林セラピー基地として認定されたほか、全国では53カ所となっておりますが、そのためには多額の費用を要し、森林セラピストの育成や活動プログラム、またどの程度のニーズがあるか等、さまざまな課題があることも事実であります。さらに、薬研地区は国民保養温泉地として指定されていることから、温泉の活用も考えられ、市といたしましては、地域づくり団体や地元町内会などと連携しながら、今後の林野庁や森林セラピーソサエティ等の動向を注視し、注目すべき課題として研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、巨樹、古木、森林の大切さをアピールし、森づくりの林業の雇用拡大を目指すと思うが考えを問うというご質問でございますが、議員がおっしゃるように脇野沢の千年ヒバや薬研のおぐりに代表される巨樹、古木は、まさにこの地域を支えてきた森のシンボルでございます。これらのシンボルを保全しつつ広くアピールしていくことは、森づくりにつながり、さらには林業の活性化と雇用拡大につながるものであり、森林美学という観点からも重要なことであると認識しております。

脇野沢の千年ヒバも薬研のおぐりも、地域の方

々のご努力によって保存されてきたと承知しております。私は、これまでも事あるごとに、さまざまな場面で巨木のアピールをしてまいりましたが、今後はソーシャルネットワークサービスも活用しながら、その地域の物語性を含めた総合的な魅力を積極的に発信してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次のご質問の4点目、巨樹、古木を活用し、歴史感のある心の幅広い人材を育成すべきと思うが、考えを問うということのご質問には、教育委員会から答弁がございます。

次に、サル被害対策についてのご質問にお答えいたします。電気柵の設置がとれている畑にサル被害が集中している、今後の対策を問うについてであります。下北半島に生息するニホンザルは、人以外で最も北に生息する霊長類であり、昭和45年に下北半島のサル及びサル生息北限地として国の天然記念物に指定され、保護が図られた結果、サルの個体数、個体数が年々増加し、むつ市全体の生息数は、平成24年12月の生息調査において、27群918頭が確認されております。このうち大畑地区に生息しているサルの群れ及び個体数は14群365頭であります。大畑地区のニホンザルによる農作物被害対策としては、鳥獣被害対策実施隊員を2名、モンキーダッグ1頭を配置し、追い上げを行っているほか、第3次特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲等を実施しているところであります。

また、現地で被害調査を行い、被害の多い二枚橋地区及び赤川地区等については、文化庁の補助事業で順次電気柵を設置し、被害の軽減に努めているところであります。

しかしながら、ことしはサルの行動域に変化が見られ、これまで出没していない地区にも出没しているほか、電気柵を設置していない畑地に出没し、農作物の被害が拡大しております。

被害が集中した7月から8月にかけては、モンキー犬を2頭体制にするとともに、実施隊員のほか担当職員等も加わり追い上げの強化を図り、被害軽減に努めているところであります。

今後の対策といたしましては、これまでどおり被害対策実施隊員及びモンキー犬を活用した追い上げを実施するほか、大畑道地区に2カ所、涌館地区に1カ所、新たに電気柵の設置を計画しておりますので、被害の軽減が図られるものと考えております。

また、第3次特定鳥獣保護管理計画に基づき、むつ市分として、特に被害を与えている2群50頭の群れ捕獲を含む219頭の捕獲を文化庁に現在申請中であり、許可がおり次第捕獲に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 濱田議員の巨樹、古木の活用についてのご質問にお答えします。

ご質問の4点目、巨樹、古木を活用し、歴史感のある心の幅広い人材を育成すべきと思うが、考えを問うについてであります。議員ご指摘のとおり、屋久杉が世界遺産に指定されたり、林野庁で「森の巨人たち百選」を選定したりと巨樹、古木に対する関心が高まっております。しっかりと大地に根をおろした根張り、そして幹の力強さ、枝ぶり、樹皮の風合いなど、悠久の時を越えて存在する凜としたその姿に深く畏敬の念を抱き、人生観を揺さぶられるとも言われております。ぜひむつ市の子供たちにも体験させたいと願う議員のお考えには共鳴できるものがございます。

このような自然体験を通して生命をとうとび、自然を大切に、地域や地球環境の保全に寄与する態度を養う教育として、現在各学校におきましては環境教育の推進が図られております。環境教育におきましては、各学年で身近な地域の環境問

題から地球温暖化など地球規模の問題まで、さまざまな題材を取り扱います。各学校では、自らの地域や地球環境そのものを教科書として、子供の実態に応じた指導計画を作成し、環境教育に取り組んでいるところであります。

議員ご指摘の巨樹、古木の学校教育への活用ということにつきましても、このような環境教育の一環として取り入れている事例があります。現在環境教育の中で森林を活用して体験的に学んでいる例として、昨年度大畑小学校の5年生が総合的な学習の時間において、「大畑の魅力探検」と題し、地域の産業であるヒバ細工を体験しながら、地域の森林や巨樹であるおぐりについて学んでおります。さらに、今年度6年生になった子供たちは、ぜひ実際におぐりの木に会ってみたいということで、10月に体験学習を予定しております。このようにそれぞれの学校におきましては、地域や生活の中から教材を開発したり、体験活動を実施したりしながら、自らの問題として課題を解決していくことによって、子供たちが環境や人間とのかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるように努めております。

しかしながら、子供の実態や地域の自然環境はそれぞれの学校で異なることから、何を素材としてどのように学ばせるかにつきましては、あくまでも各学校の実情に応じて、各学校の判断に委ねられるべきものと考えております。教育委員会といたしましては、巨樹、古木の教育的な価値を認識しておりますことから、各学校の環境教育への取り組みがより一層充実したものとなるよう、情報提供など各学校への支援体制を充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 順番はちょっと不同になりま

すけれども、ただいま教育長のほうからご答弁いただきました人材の活用については、私たまたまきのう、大畑小学校へ出かける用事がありまして、校長先生のほうからおぐりへ上るといことのお話を聞いて、とてもうれしく思って帰ったところでございます。ただ、大畑だけでなく、やはり全体的なむつ市の子供たちに同じような体験をしていただきたいというのが私の思いでありますので、教育長が資料を提供していただき、支援体制をとっていただくということですので、とても心強く思っております。ありがとうございます。必ずおぐりに来てくださいということではございません。ここに報告書にもありますように、これは民間の方のお宅にあるようですが、むつ市横迎町のイチョウ、中里家の6メートル83センチ、樹高12メートル、樹齢は推定500年という、天神様の木というのがここにあります。やっぱりすぐ近くにも、たくさん市内にも巨木がありますので、その自分の近くの、例えば川内ですと銀杏木の大きいイチョウもあります。自分の近くの巨木を活用したそういう環境教育もしていただきたいなと思いません。

教育長のお気持ちはよくわかりましたが、市長はこのことについてはどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 教育分野についての、学校教育の中での答えは、教育長の答弁に尽きると、このように思いますけれども、やはり人生を、私はまだよわい還暦を過ぎたばかりですので、なかなかそういうふうな見識だとかそれを持ち合わせておりませんが、人生を語る時には、やはり巨樹、古木というふうなこと、これがやはり一つの例えといいますか、一つのケースとして語られるというふうな場面が非常に私は多いのではないかなと、このように思います。

そしてまた、歴史観とかそういうふうな部分については、これを分析してみますと、やはり巨樹、古木を人生観と重ねていく場合と、そしてまた環境、人と巨樹、古木、環境と、そういうふうな2つのルートが考えられるのではないかと、私はそういうふうな今の教育長のお話を伺い、また濱田議員のお話を伺いながらそのように、2つに限ることはできないと思うのですけれども、2つの道筋が考えられるのではないかと、私はそういうふうなふうに思います。

そしてまた、この部分において、巨樹、古木については、私も積極的にこれからお話を、壇上でお話をしましたように、ソーシャルネットワークシステム等々を使いながら、また濱田議員もご承知のとおりホームページ等々でもお知らせをしております。また、昨年だったでしょうか、一昨年だったでしょうか、私自身が田名部まつりの番組に出演する際に、むつ市の誇り得るものとして銀杏木の大きいイチョウだとか、そういうふうなものもご紹介をさせていただいております。その際には、たしか薬研のおぐり、そしてまた脇野沢の千年ヒバ、この部分も画像として流させていただいたというふうな記憶もありますので、積極的にそういうふうな形で市内、市外に向けての発信は続けていきたいと、このように思います。

また、この巨樹、古木については映画で、むつ市出身のプロデューサーの方が「蘇りの血」というふうなことで、小栗判官の場面がございまして、そのときに薬研でロケをし、そして映画として誕生しているところでもあります。

そしてまた、さきの定例会でお話ございましたように旧第二田名部小学校の代官山公園、あそこにご提言がございました、看板をこれから設置するというお答えをいたしましたように、その看板の中には「こうやまき」、この部分をしっかりと表示をして、その「こうやまき」を守つ

ていこうという意識、そういうふうなものも醸成をしていきたいというふうなことで、やはり巨樹、古木、人生観の中では、そういうふうな意味での、教育長の答弁をおかりいたしますと、大地に根をおろした根張り、そして幹の力強さ、枝ぶり、樹皮の風合いというふうなことで、悠久の時を越えて存在する凜としたというふうな、そういうふうなことを子供たちに伝えることによって、さまざまな人間を涵養する部分で大いに役立つものと、私はこのように認識をいたしております。

この程度でよろしゅうございますか。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。

まず、市長も巨樹、古木に対しては、本当に私たちに大きな影響を与えてくれる、感動を与えてくれるという存在であることを、今端的ではありますが、お話ししていただきました。そして、この巨樹、古木というのは、やはり山の中にあるものは、それはそれで息づいていきますが、町なかに出てしまった巨樹、古木というのは、私たちが十分気をつけてあげないと、老化を早めたり傷めたりしてしまいます。ですから、町なかにある、先ほどおっしゃいました「こうやまき」とか、民間ではありますが、イチヨウの木とか、町なかで1本残ってしまった巨木などは、例えば文化財指定して保護するというのも少しは頭の中に入れておいていただいてもよいのではないかなと思いますが、そのことについて市長はどうお考えかお答えください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 文化財の指定というふうなことになりますと、文化財審議会等々を経て指定をされるわけでございますので、議場の中で濱田議員からこういうふうなご発言があった旨は、その審議会等々にお諮りをしていく場面も出てくる

ことになろうかと思えます。

ただ、個人の私有財産でございますので、この部分で、その敷地内に入るとか、さまざまな制限等がございます。また、それぞれの所有者のお考えもあろうかと思えますし、巨樹になってくると、非常に周辺にご迷惑をかけるというふうな方も、またお考えをお持ちの方もありますでしょうし、周辺のお考えもまた出てくるのではないかと。しかしながら、公有地、また国有林、そういうふうなものに所在する巨樹、古木等については、しっかりとさまざまな山を歩く方々のその情報等も市としてキャッチをして、巨樹、古木を大切にしていこうという、そういうふうな機運の醸成、これに相努めていきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 今市長は、でき得る限りの努力をなさっていただくというように私受けとめましたので、ありがとうございます。

それから、巨樹、古木のアピールのほうですけれども、これはちょっと順番が不同になりまして、申しわけありません。ソーシャルネットワークシステム等を使って発信と言いましたけれども、ソーシャルネットワークシステム、若い方たちや、学生さんたちはネットは十分使えるのですけれども、まだネットの環境にない方たちもあろうかと思えますので、何とか広報等に写真を載せるとか、時にはシリーズをやるとかということもお願いしたいなと思えます。

それから、きょう一番私大事に思っていましたのは、森林セラピーのことで、きょうは市長からいいお話を聞きたいなと思って質問に立ちました。実は私も、五、六年前ですけれども、少し勉強しようかなと思ひまして、参考書を買いました。なかなか個人の力でできるものには少し限界がありまして、やはり次の時代、今ストレス社会と言われておりますので、何とか、例えば病気を予防

する、このセラピーというのは、先ほど申し上げましたように、即効的なものではありません。未病の状態の病気を健康な状態に戻すという、そのための森林セラピーでございます。ですから、何とかこれは進めていただきたいなど。確かにお金はかかります。けれども、たとえ1,000万円かかったとして、これを例えば医療費と、病気の予防と考えた場合は安い使い方ではないかなと思います。セラピー基地の整備にお金はかかります。けれども、今使っている遊歩道を使って、例えば遊歩道の周りに、実は薬研の地域、先ほども申し上げましたけれども、まだ誰も気のつかないミズナラの4メートル、5メートル級の巨木がほんの森林軌道のすぐそばにぞろぞろというか、続々というか、立ち並んでおります。森林と巨木、そしてその奥にはトンネル、隧道と申しますか、人力のみで掘った隧道、90メートルの隧道でしたか、あります。あのコースを使えば、そんなにお金をかけずに基地の申請ができるのではないかなと思いますので、その辺のところ、市長、どうでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この森林セラピーというふうなことは、先ほど壇上でもお答えいたしましたように、非常に注目すべき課題として研究はさせていただきたいと、こういうふうに答弁をいたしました。やはり非常に研究する余地のあるものであると。これは、森林浴よりも一歩進んだ形の森林セラピーというふうなことでございますので、私も議会が開会しますと、非常に緊張の毎日、そしてまたひととき、ひとときというふうなことを過ごしているわけでございますので、議会が終わったら薬研に行って足湯につかり、そしてまた隧道のほうに足を伸ばして森林浴をしっかりと受けて、そしてまたリフレッシュして次の議会に向かっていきたいと、行政を進めていく一つの大きなエネルギーになっておるところでございますの

で、そういう意味での森林セラピー、この部分については注目すべき課題というふうなことをお答えしたとおりでございます。

さらに、この薬研温泉は国民保養温泉地ということで指定を受けておるわけでございますので、たしか温泉でのセラピーはタラソセラピーというふうな形での表現もでございます。そういうふうなことで、タラソセラピーとこの森林セラピー、こういうふうなものをミックスして、ひとつこれはやはり研究するべきものと、私はこのように考えております。

現在薬研地区では若い人たちがNPO法人をつくり、さまざまな活動をしておるわけでございますので、その地域づくりの団体とか、地元の町内会の皆さん方とどういふことが連携してこの森林セラピーというふうなこと、そしてまたタラソセラピー、こういうふうなものを、あと間もなく2年もしますと、薬研温泉開湯400周年というふうな非常に記念すべき年になるわけでございますので、その400年にキックオフをするのか、そういうふうなことも事業としてどういふふうなことが可能なのか、十分この部分については研究を重ねていきたいと、このように思うところでございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 十分に研究を重ねてくださるということですので、本当にありがとうございます。

やはりこのセラピー、ドイツのほうでは200年ほど前から行われているようですが、向こうのほうは単層林といいますか、針葉樹だったら針葉樹という森が多いようでした。それを今混交林に変えている。2割8割の林相を4割6割の林相に変えつつあると。薬研地域、今既にもう混交林です。紅葉の時期に行きますとよくわかるように、緑と赤と黄色のコントラストがとってもきれいに出て

きます。ですから、もう条件は十分に備えているものと思っております。どうぞ一步一步進めていただきますようお願いいたします。

また、これは単発的な見方をしますと、確かに単発的に終わりますけれども、もっと広く考えますと、また一つの産業に発展していく。観光は観光ということですが、今度は医療を含めた、そういうツアーの企画等も組めるのではないかなと思います。本来であれば、このセラピストはメンタルヘルス科の先生とともに連携をとりながら進めていくというのが正確な進め方でございます。ですから、やはり都会の人々のそういうまだ病気になる前の段階、メンタルヘルス科に通うだけで治療を済ませている方たちの、やっぱりそういう方たちのツアーを組むということもこれから大きなまたそういう産業という形に発展していく可能性も私秘めていると思います。ですから、きょうは、ちょっとしつこく市長に向かっているのですけれども、市長は十分多分そのくらいのところは、頭の切れる方ですので、もうわかっていながらも、言葉を選びながらご答弁していると思いますので、この辺はこれで終わります。

次に、サル被害についてご質問いたします。地域の方の声をいま一度言わせていただきますと、モンキードッグ、サルも本当に賢い動物でして、モンキードッグが来る前にもう来て野菜をとっていくというのがサルの行動なのだそうです。これは、もう本当に追っかけごっこですので、今のご答弁ですと、これから大畑道や涌館地域に順次電気柵を設置ということでしたので、この辺に関してはよろしく願いいたします。

あと捕獲ということは今お話しされましたが、一時捕獲しても、また順次ふえていくというのが、その作用ではないかなと思いますので、私も実はサルの捕獲をして、避妊手術ということを考えました。当初は雄だけと思いましたが、それ

は男女平等参画社会の中で平等ではないので、雄雌どちらも、コストは違いますけれども、徹底して、もう天然記念物の指定を受けていますので、国と交渉しながら、やはり避妊手術の費用をいただいてほしいなと思うのです。これは、もう絶滅させるわけにはいかない、調整していかねばならないわけですので、それを割合はどこまで来るかわかりませんが、その避妊手術については、市長、どのようにお考えですか。もう既に進んでいるところもあります。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当市では、この第3次特定鳥獣保護管理計画に基づきまして、むつ市に与えられている分といたしまして、被害を与えている2群50頭の群れ捕獲を含みまして219頭の捕獲を、これ文化庁に現在申請をしておりますので、この許可がおり次第、できるだけ早くおろしていただくようにさまざまなルートでお願いしております。11月ごろになるのではないかなと推測しておりますけれども。

あくまでもこの部分においては、他の例というふうなのは、これはうちのほうのサルとちょっと違うあれではないかなと思うのです。うちのほうは、天然記念物でございますので、そういうふうなことが可能なかどうか、今濱田議員がお話のようなさまざまな手術等を加えて制限を加えるというふうなことは、対応はしていないというふうなことでございますので、やはりこの部分については捕獲をまず優先として考えていきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 数日前の新聞にもありましたが、それは私の見間違いだったのでしょうか。もう一度確認してきます。

でも、していなくても、それを、これから捕獲をした後の命はもう、大体サルの命は決まってい

ておりますので、何とかこの地域の方たちが、一生懸命お年寄りの方も畑をつくっているのです。大畑の地域、介護保険を使う人が少ないと、むつ市中心地より。たしか中心部の方は20%で、その下が川内地域で、その下が脇野沢地域、大畑地域14.何%でしたか、やはり畑をつくることが介護予防の一つになります。確かに自家製であるかもしれませんが。そういう総合的なこと等を考えると、サル対策もやっぱり真剣に取り組んでいかなければならない問題ではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、巨樹、古木、人間社会で言うなれば、やはり長老とか先輩とか、そういう若い方たちとか、さまざまな方たちがいて、一つの大きな安定した社会が成り立っていると思います。どうぞ、次の時代のキーワードは、私森と川と海だと思っていますので、その辺のところをよろしく願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎目時睦男議員

○議長（山本留義） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。6番目時睦男議員。

（6番 目時睦男議員登壇）

○6番（目時睦男） 社会民主党の目時睦男であります。むつ市議会第217回定例会に当たり、通告順に従い2項目について一般質問をいたします。市長初め理事者におかれましては、明快で前向き

な誠意ある答弁をご期待申し上げます。

質問に入る前に、幾つかの点について触れさせていただきます。それは、9月1日に行われました第21回青森県民駅伝競走大会で、総合2位の南部町に33秒差をつけ、新記録を達成し、見事3年ぶり8回目の総合優勝を果たし、多くの市民に感動を与えてくださった金澤監督を初め選手、スタッフの皆さんに、優勝おめでとうの賛意を申し上げたいと思います。連覇に向け、さらなる努力を積み重ね、再び市民に勇気と感動を与えてくださいますようご期待申し上げます。

そして、2020年のオリンピック開催地を決定するI O C総会があす開催され、オリンピック招致を目指している東京都が開催地となるのか否か判定が下されますが、今世界各国から東京電力福島第一原発の汚染水事故をめぐり東京オリンピック開催を懸念する声が高まっております。この国際世論に合わせた政府は、原発施設への地下水流入に防ぐ遮水壁の建設費用に、9月3日、原子力災害対策本部を開催し、急遽470億円の税金投入を決定いたしました。しかし、汚染水問題は、原発事故直後の4月に超高濃度の汚染水漏れが見つかったときからの懸念であり、ことし4月には汚染水を大量保管する地下貯水槽からの漏出が発覚し、急遽地上タンクを増設し移送するなど、急場しのぎの対策に終始し、7月には高濃度汚染水が混じった1日300トンに上る地下水が海洋流出するなど、対応が後手に回る東京電力の汚染水処理対策の行き詰まりに対し、国は2年半近く責任を負うことなく、何の対策も講じることなく国民の命と暮らしを無視し続け、東京オリンピックの開催が危ないからといって、慌てて対策をとる利益優先の政府の姿勢に怒りを感じるのであります。

それでは、質問に移ります。質問の第1項目めは、観光振興についてであります。ご案内のように、多くの国民に知れ渡っている日本三大霊場の

恐山や日本三大美林の青森ヒバを初め、別名まさかり半島とも言われる我が下北半島は、四方を海に囲まれ、山あり、川ありの自然環境に恵まれた風光明媚で多くの温泉地があり、加えて山の幸、川の幸、海の幸にも恵まれた他に誇れる観光資源が豊富な地域であります。その資源を先人たちが地域経済の発展に生かそうと創意工夫を積み重ね、産業として努力してきた歴史でもあります。その資源は、今日に至ってもいささかも変わらないのであります。

確かに本市はもとより下北半島全体は、漁業と林業を中心とした第1次産業の発展が地域経済、文化、宗教の繁栄の歴史でもありますが、忘れてはならないのが観光であり、今後の地域経済の発展の重要課題であることは間違いありません。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から満3年がたとうとしておりますが、震災直後は平年の30%にまで減った観光客が、最近ようやく震災前の状態に回復しつつあると業者の方々から話を伺います。そのようなことから、今後を期待しつつも、課題解決に努力をしていかなければならないことを痛感しているのであります。

私は、観光資源について、この間、故杉山市長時代の平成18年12月のむつ市議会第189回定例会と宮下現市長が就任してからは、平成21年6月のむつ市議会第200回定例会と、過去2回一般質問を行い、下北半島全体が連携し、一体化した振興策の確立、言いかえれば、下北を丸ごと売り込む攻めの対策を提言したところであります。これに対し両市長とも、その必要性を認めた趣旨答弁でありましたが、特にその際の宮下市長の答弁は、産、学、官、民それぞれの連携を図りながら、下北観光協議会の機能強化と活性化を進めていくべきものと考えておりますとの答弁でありました。以来4年の歳月が経過いたしました。報道によれば、宮下市長が会長を務めております下北観光

協議会が観光客に地元の観光資源の紹介などを通じてきめ細かな旅行プランを提案し、宿泊の手配などにも対応するワンストップ窓口を新設するため、現在の任意団体から仮称とのことではありますが、平成27年度に一般社団法人観光地域づくりプラットフォームに移行し、体験型プログラムが豊富にありながらも、各市町村それぞれの取り組みで力不足の面があったことから窓口の一元化で、例えばむつ市の恐山を訪ねたい観光客からの問い合わせに対し、大間町でマグロ料理を楽しみ、大畑でイカ釣り体験をして薬研温泉に泊まり旅の疲れを癒やすなど、時間を有効に使って四季ごとの旬を楽しむオーダーメイドの旅行日程を提案して、小規模な旅館、民宿を含めての宿泊の手配をするなど、下北全体を統一したイメージづくりに努めるワンストップ窓口を目玉事業として取り組むとのことであり、下北を丸ごと売り込む攻めの対策として大いに期待をしているところであります。ぜひ成功させていただきたいと思っております。

そこで、2点についてお伺いいたします。

1点目は、ワンストップ窓口新設の趣旨と将来展望についてであります。法人設立の趣旨と構成団体、将来展望と見通しについて説明をお願いいたします。また、この法人全体の出資金規模と、それに対するむつ市の出資額は幾ら見込んでいるのか、あわせてお伺いいたします。

2点目は、観光地域づくりプラットフォームの事業運営についてであります。この事業は、窓口一元化により利便性を高め、滞在型の個人旅行を呼び込み、下北の魅力を統一的なイメージで売り込み、将来株式会社も視野に入れるとのことではありますが、この事業にどのような団体、個人の参画を計画しているのか伺います。また、実施年度を含めたタイムスケジュールをお知らせ願います。

そして、ご承知のことではございますが、国は観光圏

においてさまざまな滞在型観光の取り組みを推進し、市場との窓口機能などを担う観光地域づくりプラットフォームの形成を促進しつつ、着地型旅行商品の企画、販売、人材育成などを行う取り組みに対し、準備段階に500万円、運営初期の段階に原則2年間事業費の4割を補助する観光地域ブランド確立支援事業を制度化し、今年度は5法人の事業が採択されておりますが、この制度の活用を考えているのか、あわせてお伺いいたします。

質問の2項目めは、各種選挙の執行について伺います。私が今回この課題を取り上げたのは、合併から8年目を迎えましたが、この間本市において、国政、県政、市政等の各種選挙が実施されてまいりましたものの、そのもととなる公職選挙法自体も随時改正施行され、7月の参議院議員選挙では、若者を中心とした投票率アップを狙った公職選挙法の改正により、初めてインターネットでの選挙運動が解禁、実施されました。しかし、結果は平成22年の前回より全国で6ポイント、青森県で8.3ポイント、むつ市で8.3ポイントそれぞれ投票率低下となりました。今後解散総選挙がなければ3年間は国政選挙がありませんが、2年半後には県議会議員選挙が行われ、その次には市長選、市議会議員選挙と続くことから、今回の参議院議員選挙を受け、私以外にも今後の選挙の進め方について関心を示してのことと思われませんが、一般質問で4名が選挙問題を通告したのは、かつてなかったのではないかと記憶しておりますが、同僚議員の質問は、投票率向上を主に取り上げておるようではありますが、私は選挙経費削減策を中心に、次の3点について選挙管理委員会委員長に見解を求めます。

1点目は、合併以降の選挙経費削減の取り組み経過と内容についてであります。選挙管理委員会は、各種選挙の執行に当たり、これまで厳しい財政状況にある中、選挙経費の削減に努力されてき

ているものと推察するのでありますが、このことについて、合併以来今日までどのような対策を講じてきたのか、またその対策についてどのような成果と課題があるのか、取り組み経過と内容をあわせてお知らせ願います。

2点目は、雇用悪化の影響もさることながら、少子高齢化と過疎化の波が押し寄せる中において、合併時6万7,000有余の人口であった本市の人口が現在は6万2,500人で、7年間で3,500人減少しており、年間500人減少していることになるわけです。この数字を、合併時に作成した新市まちづくり計画は平成27年の人口を年間310人減少する6万2,900人と予想しておりますが、この計画と比較してみると、実績が年間190人ほど上回っておるわけです。当然のことながら、有権者も計画を上回って減少していることになるのであります。有権者の減少に対し、これまでどのような対策を講じてきたのかお示し願います。

3点目は、選挙経費削減に向けた投票所の統合再編、投票時間繰り上げ、開票事務の迅速化について伺います。新むつ市誕生から7月に行われた参議院議員選挙まで幾つかの選挙が行われてまいりましたが、この間の実態を見ますと、投票所や投票時間、開票作業など改善点が見当たらないのであります。一方、行財政改革を進めていることもあり、合併時700名であった職員数が、現在560名となり、140名減少しており、分庁舎の減少率が高くなっているわけです。従来一般行政部門職員だけで対応してきた投票、開票事務が、要員不足から最近では保育所の保母さんたちも投票事務に従事している実態にあります。したがって、従来にも増して費用対効果を追求し、最少の経費で最大の効果を生む努力が必要と思ひ、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目は、投票所の統合再編についてでありま

す。現在投票所は、むつ地区36、川内地区13、大畑地区14、脇野沢地区6の市全体で69投票所となっておりますが、この数は合併前の旧市町村当時から変わっていないと私は記憶をしています。これを現在の有権者数5万2,300人で単純平均すれば、1投票所当たり760人となりますが、これを合併以降の人口減少数3,500人を単純計算すれば、5カ所の投票所削減が可能となります。だからといって、地理的要因や地域事情を考えずに有権者数だけを根拠に投票所の数を決定すべきとの短絡した考えではありませんが、投票所ごとに分析、検討を加え、投票所の統合再編をすべきと考えますが、見解を伺います。

2点目は、投票時間繰り上げであります。2003年の公職選挙法改正により、期日前投票制度が実施され、その割合が高くなってきていることなど、投票所ごとに分析を加え、投票時間の繰り上げを検討実施すべきものと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、開票事務の迅速化についてであります。開票事務経費は、選挙経費全体に大きなウエートを占めていると思いますが、開票集計時間の短縮は、経費削減に大きく影響を及ぼすものと判断されることから、試行を含めた分析検討を繰り返し、さらに効率化、迅速化を開票集計の機器導入を含め検討すべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

以上、2項目について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光振興についてのご質問の1点目、ワンストップ窓口新設の趣旨と将来展望についてであります。全国の宿泊旅行の実態は、延べ宿泊数

では平成20年以来減少傾向が続き、さらに旅行形態は平成24年の調査では、個人旅行89%、パック旅行11%というように、団体型から個人型へ変化しております。一方、当地域を訪れる旅行者の形態は通過型で、宿泊者数はここ数年横ばいの傾向が続いていることから、宿泊者を増加させる方策が望まれております。これらの状況を踏まえ、観光客へ質の高いサービスを提供できるワンストップ窓口機能を持った新たな組織が必要であろうと考えたところであります。このことから、下北地域5市町村と、横浜町及び6民間観光関連事業者とで組織している下北観光協議会を旅行業を行える一般社団法人へ移行し、新たな事業を展開することにより観光関係事業者のみならず、地域の活性化にも寄与できるものと考えております。

また、全体の出資金規模とむつ市の出資額についてであります。現在下北観光協議会は会員からの会費及び負担金によって運営されているものであり、その負担額は年度の実施事業により増減いたします。ちなみに、平成25年度の会員による負担総額1,630万3,000円のうちむつ市の負担額は616万円となっておりますが、まだ法人に移行するための経費などは具体的にお示しできる段階ではなく、今後の事業展開によって相応の負担を伴うものと考えております。

次に、ご質問の2点目、観光地域づくりプラットフォーム、仮称ではありますが、の事業運営についてお答えいたします。どのような団体や個人の参画を計画しているのかという点については、下北観光協議会会員のほかにホテル、旅館、民宿などの宿泊事業者、市内旅行事業者、タクシー、フェリーなどの二次交通事業者、ボランティアガイドなどを新たに契約事業者として参画していただきたいと考えております。

タイムスケジュールについては、平成27年度に法人化する予定とし、その後個人観光客予約サイ

トを立ち上げ、着地型旅行商品の造成及び販売などを開始し、さらには予約サイトを軌道に乗せ、小規模コンベンションや教育旅行等の誘致に向けた営業も開始したいと考えております。その後も関係各位のご理解を得ながら、契約事業者の拡充に努め、当該法人の収支を安定させるとともに、地域の事業者や行政向けサービスを充実させていく予定としておりますが、これらの事業を確立するためには、ある程度の年数を要するものと考えております。

次に、観光地域ブランド確立支援事業制度の活用についてですが、当該制度は国内外から選考される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取り組み段階に応じ、地域独自のブランドの確立を通じた日本の顔となる観光地域の創設に向けた取り組みを支援することを目的として、今年度から国が始めた事業であります。

事業の補助対象者は、観光圏整備法に定められた観光圏整備実施計画の認定を受けた観光地域づくりプラットフォームである法人であることや、団体活動の本拠としての事務所を有することなど、6項目全ての要件を満たしていなければなりません。中でも観光整備実施計画に記載されている滞在促進地区がある市町村として認定を受けること及び国の認定を受けた研修を修了した観光地域づくりマネジャーを配置する必要があるため、ある程度の期間を要することとなります。これらのことから、当該制度の活用については、法人化されてから研究していくことになろうかと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

2点目の各種選挙の執行についてのご質問につきましては、選挙管理委員会からの答弁となります。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。
（畑中政勝選挙管理委員会委員長

登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 目時議員の各種選挙の執行についてのご質問にお答えします。

まずご質問の1点目、合併以降の選挙経費削減の取り組み経過と内容を示されたいとのことについてお答えします。

1つ目は、投票所における投票立会人の数ですが、以前は3人の方を選任しておりましたが、法定数が2人以上であることから、平成17年9月執行の衆議院議員総選挙から1人減じております。

2つ目としては、投票所などの投票管理者、投票立会人、投票事務従事者などに配布しておりました弁当を平成23年4月執行の青森県議会議員一般選挙から廃止いたしました。

3つ目としては、ポスター掲示場の数は公職選挙法の規定により基準数が定められ、むつ市は480カ所となりますが、県選挙管理委員会と協議して認められれば、地域によってその数を減ずることができますので、平成23年4月執行の県議会議員選挙から464カ所とし、16カ所を減じております。

その他には、開票作業効率をアップするための機器導入や開票事務職員間の綿密な事務打ち合わせを重ねて、効率化、迅速化を図ることで時間短縮となり、手当削減につなげております。また、事前事務準備作業をする職員を若い職員に世代移行させ、手当の削減にも努めておりますので、お知らせいたします。

次に、ご質問の2点目、人口減少にどのような対策を講じてきたかについてお答えします。人口減少に対して選挙管理委員会としては、特段の対策は講じておりませんが、人口と有権者数には密接な関連性があるため、人口動向には注視しております。選挙事務における有権者数の変化は、ポスター掲示場の数や投票所の職員配置などに影響

があることから、今後とも人口動向を把握し、選挙の執行管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、選挙経費削減に向け、以下の点について検討する考えはないのかの1点目、投票所の統合再編についてお答えします。投票所を削減すれば選挙経費が削減できるのではないかとのご指摘は、確かにそのとおりでございます。ちなみに、平均的な投票所を投票管理者1名、投票立会人2名、職務代理者1名、事務従事者4名といたしますと、前日準備を含めた報酬、手当などで16万1,700円となります。

投票所の設定に当たっては、地域や町内会などの事情や地域の広さ、または有権者数並びに選挙人の秘密が保持される公的機関の施設があるかどうかなどを考慮して設定しております。現在投票所は69投票所であり、旧むつ地区36投票所、川内地区13投票所、大畑地区14投票所、脇野沢地区6投票所でありまして、合併前の投票所の数をそのまま引き継いでおります。しかしながら、合併後約10年を迎えることや、市役所本庁舎が移転したことや、地域の人口動態が大分変化していることから、委員会といたしましては、現在投票区の見直しを図っているところでありますが、投票率低下が進んでいることから、選挙人の投票の便宜が損なわれることがあってはなりませんので、地域住民や町内会などのご意見、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の投票時間繰り上げ実施の見直しについてお答えします。現在投票時間の繰り上げを実施している投票区は、川内地区全部の13投票所、大畑地区の2投票所、脇野沢地区全部の6投票所、合わせて21投票所でありまして、この制度にしましたのは、平成19年4月執行のむつ市長選挙からであります。この制度実施に当たっては、平成19年6月開会のむつ市議会第192回定例会に

おいて議員からは、一人でも多くの選挙民が投票行為に参加できるよう午後8時に時間を繰り下げの要望をされましたが、委員会の考え方は、ご質問にお答えしたとおり、選挙事務の行政サービスを低下させないことを念頭に検証し、さらには選挙結果をなるべく早くお知らせするために開票時間を午後10時から午後9時にするために実施したものであります。今般議員から、期日前投票制度が充実してきたから、経費削減のため投票時間を繰り上げすべきとのご意見であります。公職選挙法のもと、投票時間を繰り上げる特別の理由には当たらないものと思われまので、現状の投票時間で執行管理してまいる所存であります。

長時間の投票事務に携わっている方々には、大変申しわけないとの思いもあり、行政サービスが低下しないような事務軽減や経費削減並びに時間短縮などを随時検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の開票事務の迅速化についてであります。ご質問の1点目でお答えしたように、選挙時ごとに作業の見直し、検討を重ね、また経費負担が大きい機器導入については、一般財源に負担とならない国政選挙などを考慮して少しでも早く開票結果を皆さんにお知らせできるように、正確な開票事務の迅速化を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 再質問をさせていただきますが、先ほど壇上での私の質問の中で、県議会議員選挙まで2年半と申し上げましたが、正確には1年半でありますので、訂正をさせていただきたいと思っております。議長のお取り計らいをよろしく願います。

さて、再質問であります。順序不同の中での再質問になりますが、ご理解を賜りたいと思いません。

1つは、選挙の関係であります。先ほど選挙管理委員会委員長のほうから、1投票所当たりの人件費等を含めた数字についてもご紹介ありました。その中でまずお聞きをしたいのは、先ほど壇上でも申し上げましたように、2003年の公職選挙法の改正によって期日前投票が実施をされてきました。この間幾つかの選挙について、その取り扱いを本市でもしてきているわけですが、地域の状況も含めたときに、私なりに、当初改正当時から今日までの状況の中では、この期日前投票について、その制度を活用というか、利用してというか、そういう中で有権者の方々が期日前投票を行うということが多くなってきているというようなことで私には理解をするわけがあります。そこで伺いをしますが、公職選挙法の改正以降のこの期日前投票について、それぞれの選挙種別ごとの期日前投票をした数字について、できればパーセンテージでお知らせを願えればと思います。よろしく願います。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（氣田憲彦） 目時議員のご質問にお答えいたします。

これからお知らせする投票率は、当日の投票者総数に対する割合となっておりますので、ご了承願います。

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙は32.75%、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙は26.25%、平成23年10月2日執行のむつ市議会議員一般選挙は23.75%、平成23年7月10日執行のむつ市長選挙は22.90%、平成23年6月5日執行の青森県知事選挙は25.25%、平成23年4月10日執行の青森県議会議員一般選挙は19.21%、平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙は26%、平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙は23.63%、以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。今選挙管理委員会事務局長から数字について実績数字を紹介していただきました。この状況を見ますと、やはり有権者の方々、期日前投票については相当浸透しているというか、そういう状況がうかがえるわけがあります。ただ、その中でも今おっしゃいましたように、それぞれの選挙の種目によっては、率が下がったりとか上がったりという傾向は、これは先ほどの数字からいって、これまた言えるのではないかということはあるわけですが、総体的には私は期日前投票については浸透過程にあると、こういうふうに認識をするわけがあります。

そういう中で、実は先ほど質問しておりますこの期日前投票と関連するのは、投票時間の繰り上げとの関係であります。以前は、期日前投票を実施する前は、仕事を終えてから、勤務時間、仕事の時間等々、自宅に戻る時間とか、いろんな状況の中で投票時間を8時とすることが大宗でありました。そのような理解をしているわけですが、私は期日前投票を実施してきている状況の中でいうと、それぞれの投票所の状況によっては、例えば7時から8時までのこれまでの実績の中での投票者が幾らあったのか。こういう点も投票所ごとに分析、検討しながら、ああ、ここの投票所は1時間繰り上げてもいいかなと、こういうことでの分析等も行っていく必要があるのではないのかと、こういうふうなことの認識をするわけですが、この点について再度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 先ほど壇上でお答えしましたとおり、この選挙は全国一律同じ制度で、その法律に基づいて行っているわけですので、例えば地域で投票率に影響してくるような繰り上げとか、そういうふうな特別な事

情、壇上でも申し上げたとおり、開票時間がどうしても遅くなる場合は、むつ市のようにかなり行政面積が広く、投票箱が到着するのに時間がかかるという特殊な理由の場合は繰り上げが認められているわけで、むつ市が独自に、浸透したから投票所を、その場所を繰り上げるというのは自由にできないような状況でございますので、あくまでもこれは選挙の中の法律に基づいてですから、できないというふうなことでご理解願いたいと思います。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 公職選挙法では、特別な事情のある場合ということで表現をしております、投票時間の繰り上げについて。それについては、私は法律の理解は相違がないと思っています。

実は、先般の参議院議員選挙での投票時間の繰り上げの関係であります、報道によりますと、全国の投票所4万8,777カ所のうち千葉県、神奈川県、大阪府、3府県を除く44都道府県の1万6,957カ所、正確には大体34.8%の自治体であります、この投票時間の繰り上げを実施しているということの数字が報道されています。

そこで、先ほど言った特別な事情のある場合ということとの関連であります、その中で、この投票時間を繰り上げている自治体の中で投票立会人や職員の負担軽減を理由に繰り上げているところがあります。報道によりますと、茨城県取手市、そしてまた夜間に投票率が下がらないと、私が先ほど言ったことと関連をするのだと思いますが、そういうことから投票時間を繰り上げていると。こういうふうなことの報道が間違いないとすれば、そういうふうなこともあるわけであります。いずれにしても、私は経費の効率的な運用とか、費用対効果を考えて、分析検討し、できる部分については、そういう点での改善を図るといことについては、するべきではないのかとい

うふうに思いますが、再度のお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） お答え申し上げます。

むつ市選挙管理委員会としましては、この法律の定め以外に、今一人でも多く投票してもらいたいという意識もありまして、なるべく多くの方に投票してもらいたいという思いもあって、今の時間はこのまま続けていきたいと思っているところであります。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 若干角度を変えて、先ほどの投票所の見直しの部分について、投票所の統合再編の問題とも関連します。

実は、投票所は、先ほども壇上で申し上げましたように、69投票所が合併前のそれぞれの旧市町村の数と何ら変わっていないのです。精査をしておりますが、旧市町村のそれぞれの投票所も私は20年なり30年は変わっていない状況の中であるのかなという推測をしています。人口減少とかいろいろ因子を見ながら、そして先ほどの投票時間の繰り上げとか、この投票所の統合、再編という部分については、検討していくということについては、何ら否定する要件ではないのではないかと、いうふうに思うわけですが、しつこいようではありますが、お聞きをしたいと思います。

例えば大畑の投票所の一つの例であります。大畑の第54投票区、これは湊町内会の会館であります。それと62投票所、中島児童館、この投票所間の直線距離で約100メートル。そして、この62投票所、中島児童館と大畑公民館、51投票区の大畑公民館の距離が約150メートル。言ってみれば、この3つの投票所が200メートルなり250メートルの範囲で投票所があるわけであります。

関連して、私聞るところによりますと、それぞ

れの投票所から開票所までの投票箱の移動については、それぞれの投票所からタクシーで開票所まで移送している。こういう経費の分についても、3つの投票所を、端的に言うと、余談になりますが、管理をきちんとしていけば、1台のタクシーで移動ができるのではないかなど。こういう点、ちょっと余談ではありますが、いずれにしても私はいろんな状況を鑑みながら、投票所の関係、投票時間の繰り上げという部分について、再度申し上げますが、検討をするということについてはやぶさかではないと思うのでありますが、再度選挙管理委員会委員長の見解をお聞きしたいと思いません。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） お答えいたします。

先ほどの投票所については、約10年を迎えるということで、以前からの町内会などの意向といたしますか、そういう中身の中で、合併前のをそのまま引き継いできたわけですけれども、これについてはもう約10年を迎えようとする段階で見直ししようということで以前から話はあっているところでございますが、経費削減にかかわるだけで投票所の繰り上げということについては、私は今の現状のままで選挙の投票時間は行っていきたいと、そう思っております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 要望ではありますが、先ほど言ったような状況で、まず検討に着手をしてもらうということを要望しておきたいと思えます。

関連というか、1つだけお聞きをしますが、69投票所、現在あるわけでありまして。それぞれの投票所の状況によっては、バリアフリー化されている施設もあるでしょうし、されていない施設もあろうかと思えます。私も現に投票所によっては、大畑の場合にはそれぞれの状況、全部ではありません

んが、把握しているつもりであります。そういう状況の中で、私は例えば高齢者の方や障害者の方が車椅子を利用しなければ投票所に出向けない、また出向いても大変だとか、そういう中でなかなか投票に行くという部分については足踏みをせざるを得ない。こういうふうな部分について、投票率の向上を目指すとするならば、こういう点についても私は検討に値するのだと思っておりますので、それらも含めながら、先ほど言った検討をぜひともお願いをしたいと思います。

時間がありません。先ほど市長から答弁いただいた観光振興の部分についてであります。要望を申し上げて終わりたいと思えますが、私は先ほどの市長答弁の、このワンストップ窓口、この部分については、大きな期待をしております。先般風間浦村でのイベントがありました。私もウニ丼を食べてきました。多くの観光客とか、地元の方々を含めて行ってあって、盛会だなという思いを感じ取って来ました。それぞれの自治体での創意工夫をしたこの取り組みとか、そういう部分について、先ほど答弁にありましたように、丸ごと下北を売っていくと、こういう攻めの取り組みと理解をしておりますから、法人化に向けて、より一層の具現化に向けた取り組みに期待をしながら、この部分については詳しい再質問は抜きませんが、私の思いを披瀝しながら、一般質問を終えていきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時07分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） こんにちは。8番、市誠クラブ、佐賀英生でございます。むつ市議会第217回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者皆様の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

くしくもきょう、大畑地区出身の議員の先輩方、そして私含め、3名が初日の一般質問ということで、大畑地区のリスナーの皆さんは大変喜ばしいことかと思っておりますので、頑張ってみりたいと思います。

去る7月21日に行われた参議院議員選挙で、大方の予想どおり自民党の圧勝に終わり、共産党の躍進が目立ち、維新の会が思ったほど振るわず、予定どおり民主党の凋落が際立った選挙でございました。このたび当選されました国会議員の皆様、景気回復と福祉の充実、外交問題など諸問題が山積している今日、精いっぱい取り組んでいただきたいと心からお願いするものでございます。

それでは、通告に従いまして、3項目7点について質問させていただきます。また、図らずも大畑地区出身の先輩方の質問と重複している点がございまして、いささかはしょっての質問となることをお許し願いたいと思います。

1項目めの鳥獣対策について質問いたします。今回は、サル被害についての質問に絞らせていただきます。

サルとは、通俗的な意味では、サル目霊長目のうち、人を除いたものの総称で、生物学的に見れば、人もサル的一种と言われております。外見上は、人に似てはおりますが、知能の面で及ばない

ことから、一方では賢い動物と扱われ、特に当地において接する機会の多い動物の一つなので、他方に比べ親しみがあることと思います。

サルの顔つきは、人に比べると額が狭く、顎が前に突き出ており、はっきりとした顔立ちをしております。チャールズ・ダーウィンの進化論は、これを人間に当てはめると、先祖がサルであったこととなります。知能がほかの動物に比べ高いことから、利口で勇敢な、あるいは狡猾なイメージがあり、前者の例としては孫悟空やハヌマーンが有名です。ハヌマーンとは、インドの神話の猿族の一人で、風神の化身と言われております。後者では、人間はサルを都合のいいように表現材料として利用しているところが多々見受けられます。

一方で、日本では古来、サルは比叡山の比叡神社の使いともされ、その他にも猿田彦や神の使いとあがめられているところも少なくはありません。それだけ太古のいにしえより身近な動物として存在しており、さきにも述べましたが、当地においては世界の北限のサルとしての価値もあり大切にされてきているものの、一方では畑を荒らしたり民家に侵入したりと迷惑な一面もあります。

日本人は、いにしえより大和の国と表現するとおり、農耕が盛んで、特に一線を退いたシルバーエージの皆さんは、趣味と実益を兼ね、自家消費分を中心とした畑づくりをしている方がたくさんおられます。せっかく苦勞しながら、また楽しみながら育てた農作物を彼らサルは思いっきり食べたり荒らしたりしてくれているのです。先に濱田議員も述べましたが、大畑地区ではそれが顕著で、たくさんの人から、何とかしてくれという苦情が参っております。ほかの地区のところも同じかとは思いますが、今回は大畑地区に限って質問させていただきますことをお許し願います。

彼らに全ての罪があるわけではありませんが、長い間保護され続けているために、ほかの動物に

比べて知能の高い分、人なれしており、学習能力の高さも手伝って、危害が及ばないと認識しているのではないのでしょうか。逆に手を出せない人間としては、威嚇しか有効な手だてがなく、その被害に手をこまねいているしかないと思うのが現状かと思います。せっかくの楽しみな農作物づくりを助けるためにも、まだまだ充実した老後体を動かすことによって健康に送っていただくためにも、今よりも充実した対策が必要かと考えております。私は、当座電気柵がセカンドベストと考えておりますが、理事者の考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目といたしまして、今まで実施した鳥獣対策と、その効果について。

2点目といたしまして、電気柵の設置基準について。

3点目といたしまして、電気柵の補助率と事業期間について。

4点目といたしまして、老朽化が一部見られている電気柵の修理状況と申請件数及びその長さについて市長にお伺いをいたします。

続いて2点目の教育行政について質問いたします。少子高齢化が加速度的に進んでおり、学校の統廃合や跡地利用が盛んに行われております。高校、大学への進学率も年々高まってきており、親の負担は少子化に反比例して高くなってきております。進学率は高くなってきているとはいえ、青森県は高校進学率が2012年度で97.2%、大学進学率は41.2%と成績では全国のベストファイブに位置づけているものの、進学率となると平均47都道府県中、大体四十二、三番となっております。景気や所得に左右されるところも多々あるかと思いますが、徐々にではあります、学習意欲は高まってきていることだと思われれます。親の言うことは聞きなさいとはいったもので、私もちゃんと

親の言うことを聞いて勉強しておけばよかったと今さらながら思うきょうこのごろでございます。

不思議と全てとは申しませんが、成績のよい子はスポーツもそれなりにこなし、文武両道を成立させている子も少なくはありません。私たちは、学習意欲のある、またスポーツ意欲のある子供たちを伸ばさせる環境をつくっていかねければならないかと考えます。年々子供たちにかかる経費もばかにならず、特に体育会系はジャージや用具だけで結構な費用がかかり、家計を逼迫させていることもあります。しかし、親としてなるべくその環境を整え、十分実力を発揮させることのできる場所まで持って行ってやりたいというのが偽らざる気持ちかと思えます。

現在当市では、むつ市子ども夢育成基金があり、大変よい事業と思っておりますが、対象が小学生と中学生に限られており、高校生は含まれておりません。そこで、対象枠を広げて、何にでも使えて、子供たちの能力を伸ばせる基金を2本立てで、もしくは積み増しできる育成基金を創設できないかということです。

カーリングバナナのときを想像していただければわかりやすいかと思いますが、各企業や商店に協力をしてもらい、また消費者にも理解を求めつつ、日々の消費の中で対象商品を購入することにより子供たちの育成に貢献できるというふうな形で協力できないかということです。一つ一つは小さい金額ですが、積もればそれなりにいろんな研究や学習、スポーツにと柔軟性のある基金を創設できないか、教育委員会委員長にお伺いをいたします。

続きまして、3点目の投票率向上についてお伺いいたします。選挙は、最も多くの人に参加する政治的行為であり、憲法によって満20歳以上の成人による普通選挙、人種、信条、身分、財産など

で差別されない平等選挙、誰に投票したか秘密が守られる秘密選挙の3原則が保障されております。有権者は、代表を選ぶことによって間接的に政治に関与し、政治家や政党は得票の最大化を目指すことに、その意思に沿った政治を行おうとする。東京大学教授、蒲島郁夫先生の著書で、そのように記されております。

また選挙は、前段のみならず集団あるいは団体において、その構成員の一定の資格を備えた人々、すなわち有権者によって投票され、代表や役員も選出します。選挙は、国家や地方自治体等の政治組織に限らず、私企業や団体、学校などでも広く用いられております。今回は、政治組織についての選挙について質問いたします。

1878年、明治11年に府県会規則が布告され、制限選挙ながら、地方議会選挙が実施されました。1889年、明治22年に満25歳以上の男性で国税15円以上を納めている人に選挙権が付与されました。これを制限選挙といいます。そして、時を経て1925年、大正14年、納税条件が撤廃となり、満25歳以上の男性全員に選挙権が付与されました。このときの割合は、人口の20.12%、つまり5人に1人の割合でしか投票できなかったこととなります。そして、1945年、昭和20年、現在の形の満20歳以上の男女に選挙権が付与され、1950年、昭和25年に公職選挙法が施行され、若干の修正が加えられ、現在に至っているというわけです。選挙期間は、知事及び参議院議員選挙の17日間から町村議員及び首長の5日間までで、その選挙によって期間が定められております。7月に参議院議員選挙がありましたので、記憶に新しいことと思います。

選挙によって投票率はさまざまですが、よく言われているのが参議院議員選挙は低投票率で、自治体選挙は高投票率ということです。幾ら参議院議員選挙は全国的に低投票率とはいえ、先般の選挙は48.26%と、昨年の衆議院選挙よりも3.1%ダ

ウンしております。大きい声では言えませんが、特に我が大畑町は39.38%と40%を割り込んでおり、大変残念に思います。以前から大畑町は投票率が高くありませんが、漁業従事者が多く、全国へ漁に出ている時期もあるということもありましたが、何とか踏ん張ってほしいものです。

青森県全体が低いということもあろうが、今回の参議院議員選挙は、あらかじめ勝敗が読めたということもあろうかと推測されますが、過半数に届かないというのはいかかなものかと思っております。選挙に魅力がないのか、諦め感があるのか、原因は定かではありませんが、南アフリカでは、ついこの間までアパルトヘイトで選挙権が限定されていて、権利を勝ち取るために長い戦いをしてきた国もあります。国民の権利である投票行動を高めるために、何かしらの方策を講ずるべきと考えております。

以上のことを踏まえ質問いたします。

1点目といたしまして、投票率向上に関して実施していることは何か。

2点目といたしまして、旧市町村別の投票率について。

3点目といたしまして、年代別の投票率について。

4点目といたしまして、幼児、子供連れでの投票について、選挙管理委員会委員長にお伺いをいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、鳥獣対策についての1点目、今まで実施した鳥獣対策とその効果についてであります。午前中の議員の答弁と一部重複することをご了承願います。

むつ市に生息しているニホンザルの群れ及び個体数につきましては、27群918頭が確認され、うち大畑地区においては14群365頭が生息している状況にあります。

これまで市が行ってきた被害対策としては、鳥獣被害対策実施隊員の配置、電気柵の設置、サル接近システムについては大畑地区に1カ所、野平地区に2カ所設置し、モンキードッグは脇野沢地区に2頭、大畑地区に1頭配置しているほか、青森県特定鳥獣保護管理計画に基づいた捕獲を実施するなど、農作物の被害軽減に努めております。

また、脇野沢地区については、サルの群れや頭数が多く生息していることから、7月から9月までの野菜の生育期や収穫期には鳥獣被害対策実施隊員が早朝から夜遅くまでの2交代制で追い上げを実施し、大畑地区においてもサルの出没に合わせて早朝からの追い上げを実施しているところがあります。その効果としては、平成19年度の農作物被害額がむつ市全体で約180万円だったものが、平成24年度は約半分の98万円まで減少している状況にあります。

また、脇野沢地区においては、モンキードッグの効果により、集落への出没回数の減少が見られ、市民の安全安心につながっているものと考えております。

ご質問の2点目、電気柵につきましては、担当よりお答えをいたします。

続きまして、2点目の教育行政につきましては、教育委員会からの答弁となります。

3点目の投票率向上につきましては、選挙管理委員会からの答弁となります。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の教育行政についてのご質問にお答えします。

児童・生徒の育成基金の創設についてでありま

す。議員ご指摘のとおり、児童・生徒の健全育成のために、目的を限定せず、スポーツ、文化、研究等々、幅広くその活動を支援できるような基金の創設は、小・中学生やその保護者にとって大変ありがたいお話であると思います。しかしながら、経済情勢の厳しい今日、このような基金を新たに創設した場合、どれほどの企業や商店の方々から協賛していただけるものかということや、本当に全ての子供たちのさまざまな夢や希望に対応していくことができるのかなど課題も考えられます。教育委員会といたしましては、むつ市子ども夢育成基金を創設してから、まだ4年目ということもあり、新たな基金の創設という前に、まずは現在の基金の充実に力を尽くしてまいりたいと考えております。

議員ご承知のとおり、むつ市子ども夢育成基金は、平成22年3月、むつ市議会第203回定例会においてご承認いただき、子供たちの夢を育み未来の可能性を支援するための安定的財源確保を目的に、青森県内の他市町村に先駆けて設けられたものです。具体的な活用としては、むつ市内の小・中学生が文化、芸術、スポーツ分野で青森県大会を勝ち抜き、東北大会、全国大会に出場する際の遠征費の補助、当市の未来を担う人材育成に資するために行う研修派遣事業に要する経費の支援等となっております。これまで各種スポーツ大会はもちろんのこと、吹奏楽コンクールなどさまざまな分野で県代表となり、活躍する子供たちのために役立ててまいりました。加えて将来医学や科学を志す子供たちの夢を育むための大学医学部等での中学生体験入学など、当市のキャリア教育を推進するための研修派遣事業にも活用させていただいております。

研修派遣ということでは、これまで本市の中学生は千葉大学医学部での細菌学の講義や実験に参加させていただいております。ご指導してくださ

る野田公俊教授が本県出身というご縁もあり実現したものです。先般新聞報道により、その野田教授が、このような全国の小・中・高校生に大学の授業を体験してもらう事業に貢献したとして、日本学術振興会より同サイエンス推進賞を受賞されたことが伝えられております。その中のコメントとして、本県からは、特にむつ市からの参加が多いということが紹介されておりますが、その野田教授からは、参加した全国の中学生の中でも、とりわけむつ市の子供たちは研究熱心であるとお褒めの言葉が毎回届けられておりました。このように、むつ市子ども夢育成基金につきましては、基金創設以来、子供たちのために有効に活用させていただいてまいりました。しかしながら、より一層の有効活用を図るため、その運用のあり方については、これまで市議会の一般質問等でも取り上げていただき、その要望、意見を伺いながら、改善、充実に努めてまいりました。

また、企業や商店の方々からの協賛ということにつきましては、基金創設以来からご寄附もお寄せいただいております。その件数も年々増加してきております。例えばレジ袋有料化に伴って得た収益金を子供たちの教育に還元したいということで、毎年ご寄附をお寄せくださる商店や、故人の遺志を引き継ぎ、子供たちのスポーツ振興に役立てていただきたいということで、葬儀の際のご香典をお寄せくださった企業もございます。そのため、現在の基金もまた既に議員ご承知の企業や商店とタイアップした基金の範疇に含まれているものと考えております。教育委員会といたしましては、このような経緯から、新たに基金を創設することはせずに、現在の取り組みを継続し、充実させてまいりたいと考えております。

むつ市子ども夢育成基金が今後さらに市民の皆様方からご理解とご支援をいただき、より多くの子供たちの活躍を手厚く支援していくことができ

るような、まさにむつ市民の子ども夢育成基金となるよう努めてまいります。

しかしながら、子供たちの教育環境の充実を図るために、市民や企業等の参画意識を高め、市民総がかりによる子育て体制をつくり上げていくべきという議員の熱意に対しては、心から感謝申し上げる次第であります。

教育委員会といたしましても、このような熱意に応え、市民の皆様方から期待され信頼されるとともに、積極的にご支援、ご協力していただけるような開かれた学校づくりに努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 佐賀議員の投票率向上についてのご質問にお答えします。

ご質問の1点目、投票率向上に関して実施していることは何かについてであります。以前にも同僚議員のご質問にお答えしており、一部重複する部分がございますので、ご了承くださるようお願いいたします。

佐賀議員が危惧しているように、この投票率が低くなっている原因については、確たるものがございませんが、政治への不信感、年金、社会保障制度の不安感、候補者の魅力が希薄になってきているなどと推察され、そのことから候補者離れが生じ、投票率が低下しているものと考えているところです。

当市の投票率向上に向けた取り組みにつきましては、市政だよりでの周知、選挙公報の発行、エフエムアジュールでの呼びかけ、防災行政用無線での周知、入場券の発送及びその入場券に期日前投票の宣誓書を印刷することで期日前投票を容易にできるようにするなど、有権者への投票意欲を

高める方策を講じております。

また、期日前投票所を本庁舎及び各分庁舎の4カ所に設置し、投票時間を午後8時までとして投票の利便を図っております。

さらに、むつ市明るい選挙推進協議会のご協力をいただき、市内大型店7店舗の前で街頭啓発活動を選挙時ごとに実施するとともに、市内13店舗をお願いして、店内放送を通じて来店された方々に呼びかけもしていただいております。

そのほかに実際に使用している投票箱や記載台を学校に貸し出しをし、生徒会選挙などで使用していただくことで投票意識の醸成を図ることも行っております。

いずれにいたしましても、有権者の皆様方が投票する権利を行使していただくように、地道ながら推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、旧市町村の投票率と、3点目の年代別投票率については、事務局長よりお答えさせます。

次に、ご質問の4点目、幼児、子供連れでの投票についてお答えします。公職選挙法第58条、投票所に入し得る者で「選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない」と定められており、他自治体においては、文字が読める子供については、両親などの投票内容を読み上げて、公職選挙法第52条の投票の秘密保持を犯してしまうおそれがあるため、投票所への子供の入場を断っているところもございます。

当市においては、投票管理者の判断に委ねられており、子供への投票所への入場は寛容に捉え、

投票の秘密保持や投票所の秩序保持に特段の支障が生じたとの事例もございませんことから、当委員会といたしましては、今までどおりの対応でよろしいかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 佐賀議員の鳥獣対策についてのご質問の2点目、電気柵についてお答えいたします。

まず、電気柵の設置基準についてであります。これまで設置されなかった地区で農作物被害の多い箇所、あるいは耐用年数の過ぎた箇所などを選定し、農家等との協議を行いながら順次設置している状況にあります。

次に、電気柵の補助率と事業期間についてであります。電気柵の整備につきましては、天然記念物による食害防止という観点から、文化庁の文化財関係補助事業の天然記念物食害対策事業を活用しており、同事業の国の補助率は3分の2であり、残りの3分の1は市の負担となっております。また、事業実施期間は平成20年度から平成29年度までの10年間を計画しております。

次に、電気柵の修理状況と申請件数及び長さについてであります。農家などから故障や異常の報告があった場合には、職員や鳥獣被害対策実施隊員が現地へ出向き、その都度修理を行っており、大畑地区においても小目名地区や二枚橋地区等の電気柵の修理を行っております。申請件数につきましては、平成20年度から平成24年度まで64件を申請しており、内訳としては、むつ地区4件、大畑地区20件、川内地区26件、脇野沢地区14件となっております。また、総延長につきましては、毎年度1,500メートルから2,000メートルを文化庁に申請しており、今年度は大畑地区5件、川内地区4件、脇野沢地区1件で、延べ1,500メートルを設置いたしました。今後も農作物被害の軽減を図

るため、農家などの要望を聞きながら、計画的に電気柵の設置を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（氣田憲彦） 佐賀議員ご質問の投票率向上についての2点目、旧市町村の投票率についてお答えいたします。

まず、7月21日に執行されました参議院議員通常選挙の投票率は、むつ市全体で男51.02%、女45.67%、合計で48.26%でありました。旧市町村の地区別では、パーセントを省略して説明させていただきます。

むつ地区、男52.23、女45.68、合計48.87。川内地区、男55.81、女51.57、合計53.57。大畑地区、男39.36、女39.40、合計39.38。脇野沢地区、男55.81、女56.75、合計56.31となっております。

次に、昨年12月に執行されました衆議院議員総選挙の投票率は、むつ市全体で男55.09、女48.05、合計で51.44でありました。旧市町村の地区別では、むつ地区、男56.55、女47.99、合計52.15。川内地区、男59.52、女55.18、合計57.22。大畑地区、男42.93、女40.73、合計41.75。脇野沢地区、男57.58、女61.76、合計59.78となっております。

次に、ご質問の3点目、年代別投票率についてお答えいたします。投票率は、青森県選挙管理委員会がホームページで紹介しているもので、昨年12月に執行されました衆議院議員総選挙の結果をお知らせいたします。

県内40市町村がそれぞれ平均的な1投票区を選定し報告された40カ所を集計したものです。パーセントは省略させていただきます。

20代、男32.58、女34.84、合計33.69。30代、男44.78、女47.33、合計46.01。40代、男53.49、女54.73、合計54.11。50代、男61.69、女60.98、合計61.33。60代、男68.10、女65.88、合計66.94。

70代、男68.93、女62.87、合計65.40。80歳以上、男54.88、女35.86、合計42.12。全体で、男56.21%、女53.97%、合計で55.02%となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 順番は下のほうから、選挙のほうからまいりたいと思うのですが、先ほど選挙管理委員会委員長がおっしゃったとおり、投票率とかそういうのは、今皆さん聞いていただいて大体おわかりのことかと思うのですが、一番私が関心を抱いたのが4番目の幼児、子供連れて投票所に行くということございまして、余り深くいけば、やぶ蛇になる可能性もありますので、とりあえず聞いておきたいのが、さっき選挙管理委員会委員長がおっしゃったのが公職選挙法の第58条と日本国憲法の第15条の4項に当たる秘密選挙の部分かと思われま。むつ市の場合は比較的事故、またそういう事例がなかったので、許しているという部分があるかと思いますが、この憲法の中では、字が読める子供を連れていってはいけないと。それは、いみじくもお父さん、お母さんが誰に入れたかとか、そういうものをやるのを危惧していることだと思いますので、私も当然秘密選挙という3原則の中の1つの選挙法ということは大事かと思しますので、それはそれで理解しなくてはいけないと思うのですが、余り厳しくし過ぎると、投票率が下がるというこの矛盾した部分もあろうかと思。この点は、現行どおり何とかよろしくお願。いしたいと思。います。

そこで、もう一つお伺いしたいのが、投票率を上げるために全国各自治体で、青森県内でもあったわけですが、商品券とか割引ですとかいろんな手法があったかと思。います。それについては、いろいろ賛否の分かれるところだと思。うのですが、選挙管理委員会委員長としては、そういう手法というのはどのようにお考えかをお聞かせ願。いたい

と思います。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） お答えいたします。

今回三沢市の選挙において、投票した方に飲食店などで割引するというふうなものをテレビで拝見いたしました。いわゆる選挙管理委員会としては、この証明書を発行するという規定が全くないわけです。そういうことで、各地区で証明書でなく投票に行ったということで、ただその行った証明書になるようなもの、投票済証という表現を使っているようでございますが、それを使ってさまざまな活動をやっているようでございます。

私もこれを随分精査しましたがけれども、全くよいほうに使われていればいいのですけれども、この選挙に投票したという投票済証でもって、今回は三沢市については商工会のほう为主体になって、飲食店や商店などにその投票済証を持っていけば、割引すると。それに参画している商店ということでございます。

こういうふうなものだけに限定されるということではなく、さまざまな使い方があるようでございます。というのは、今回この投票済証は、大阪市は前回の選挙から廃止したということを聞いています。そのほかにこの投票済証の利用の仕方についてさまざまな、ちょっと問題もあるようなものも出てきております。と申しますのは、事業所単位でもって、投票に行ったか行かないか、投票済証を提示させるとか、またある団体では、その投票済証を全部回収して、投票したら全部回収すると、その団体の活動に使っているとか、そういう使い方もあっているわけで、また一部には、門に投票済証を張っている地区もあるとか。あくまでもこの投票するということは、個人のプライバシーの保護の問題にかかわるわけで、いわゆる投票したかしないかということ、誰もこれは縦覧す

ることもできないわけです。

そういうわけで、選挙管理委員会としても、今回三沢市で話題になったことを話し合ったのですけれども、よいほうに使われていればいいのですけれども、ちょっと誤った使い方をしますと、公職選挙法に触れるおそれもあるのではないかと。そういう懸念もされるということで、うちのほうの選挙管理委員会としては、話は出ましたけれども、これについては余り話題とか、直接的には活動する方向にはないということです。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 選挙管理委員会委員長、どうもありがとうございました。私も同感でございまして、最初は大変投票率向上に対してはいいのかなと思っておりましたが、ヒアリングのときですとか、いろいろ自分で調べていくうちに、なかなか誤解を招きかねないような行動でもあるというようなものが感じられました。私は、今の選挙管理委員会委員長の姿勢で正しいかと思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、教育行政についてでございますが、先ほどるる教育長のほうからお伺いいたしました、ちょっと私も知らないところがございまして、レジ袋の件ですとか、もろもろご協力をいただいている部分は、私が勉強不足で大変恐縮いたします。

私が言っているのは、そのほかにも、例えば一番商店が多いのかなと思うわけですが、198円のを199円にして、ラベルに、ラベルといひますか、ポップといひますか、値段のところ、これは子供たちのそういうもろもろの基金創生に1円を寄附しているとか、そういうもののPRという形でございまして。先ほど教育長がおっしゃったとおり、このでき上がった子ども夢育成基金がまだ十二分に効果が発揮されていないと。やっ

いるのですけれども、存分に生かし切れていないという部分で、積み増しとかそういうのもまた今後できるのではないかと。

私が一番懸念したのは、システムが違うとは思いますが、主に小学校、中学校の子供たちが対象であると。私は、高校生等々も含めたものの考え方をしたいと。

そして、またこれと違ったのが、今度は例えばそういう企業や商店から募るとなれば、教育委員会のみならず、今度は財務部ですとか、いろんなものが絡んできてややこしくなるのも多々あるかとは思いますが、今後の課題として、逆にこれ一つにして積み増しをするような、条例をちょっとふやして積み増しできていくような形でもいいかと思うのですが、いま一度商店等々から売り上げの一部といいますか、それは企業の申告になるのでしょうか、198円のを199円にして、それは上乘せしてそれに持っていきますよというような方策、これを頼むか頼まないかは別にして、そのような形に持っていくような方向性といいますか、教育長の範囲では、そういう考え方というのはいかがでしょう。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今の質問は、売り上げの一部をある目的のために拠出してもらうと、そういうふうなことだろうと思うのですが、そのことを教育委員会でこういうふうにしたいのだと、ですから各商店においては、このような基金を拠出してくださいというふうなことを企画してできる立場ではないのではないかなと。そういうものを寄附していただけるというお声をいただけるのであれば大変ありがたいことなのですが、教育委員会自体がそれをお願いしますというふうな立場ではないだろうというふうには思います。

以上です。

○議長（山本留義） 8 番。

○8 番（佐賀英生） そうですよね、いろんな部署にまたがってきますし、また教育という部分では余りそういう寄附行為ですとか、そっちは深く関与しない部分かと思います。

そこで市長、今と同じ質問になるわけですが、すぐにでなくても将来的に今みたいな積み増しですとかそういうものの協力を仰ぐと。例えばそれは委員会が設置になるのか、そういう団体をつかっていくのか、形は別として、将来的にそのような考えを持っていけるのかどうかというのはいかがでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この部分は、行政のほうからこうしてくださいということはなかなか厳しいものがあるかと思います。先ほど教育長も壇上でお答えをいたしましたように、さまざまな形の中で、レジ袋と申しますか、有料化された部分をそれで、その収益の部分をご寄附なさったり、またさまざまな会合なんかでの剰余金をこの子ども夢育成基金のほうにご寄附をなさったり、また仏事、冠婚葬祭の部分で、そういうふうな形で篤志家と申しますか、そういうふうな形でご寄附をいただいて基金を造成しているわけでございます。そういうふうな形で、これは行政がこれを強制的に、例えば消費税と同じような形の中で、カーリングの場合は、バナナを買って1本何とかというようなことはあったように記憶しておりますけれども、それはまた行政ではないのではないかなと。スポーツ団体がそういうふうな形、それは当然バナナを売っている方々との協議の中になってくると思いますし、この部分で行政が、まずそういうふうな形で進めていくというのは、さまざまな問題がいっぱい生じてくるものと、このように思いますので、厳しいものがあるかと、こういうふう

○議長（山本留義） 8 番。

○8番（佐賀英生） わかりました。それは、やっぱり民間団体のほうから、おのずと自ら望んでそういうものやってくるという形になろうかと思えますので、いろいろ私も努力していきたいと思えます。

続きまして、電気柵の件なのですが、これは本当に先般濱田議員も壇上で、またここでおっしゃったとおり、かなり大畑から苦情が来ていまして、昔の電気柵というのは、何か上のほうだけ電気が通っていて下のほうがないと。サルは、下から入ってきたりなんかしていると、そういうのもありまして、結構古いやつを使っていると。新しいやつは、上下についているものですからいいというところがあるのですが、その古い、上しか電気が流れていないものの修繕とか修理、また下から入るような予防策というのはとってあるのでしょうか。まず、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） ただいまの佐賀議員のご質問にお答えいたします。

今お話がありましたとおり、平成20年度から平成22年度まで設置した電気柵、京大式という電気柵でございますが、この部分は維持管理が農家で容易にできるというふうな反面、電気が通電していない網の下から侵入しやすいため、防風ネットを取りつけるなどの修繕は必要となるものでありますが、平成23年度からは、通電範囲の広い北原式という電気柵で対応しておりまして、設置費用としては多少割高になるものでありますけれども、被害防止としては大変大きなものがある施設でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。やっぱりそっこのほうに変えていかないといけない部分があるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、県の土地がすぐ自分の畑のところにあると。サルは、多分通っていく道は、通ると大体帰りは決まって、畑に来るのはみんなで来るわけではなくて、その中のちょっといたずらこきみたいなのが何匹か来て餌をもらっていくパターンが多いと思うのですが、そういう例えば遠くから県の木、その自治体で持っているところの木等からはねたりなんかして来る、そういうときに、その木をどうにかしてくれとかなんとかというものは、今まで相談は来ていませんか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 今佐賀議員からご質問がありましたように、電気柵を飛び越えて侵入するというケースだと思われまますけれども、この案件につきましては、二枚橋地区でサルの侵入を防ぐための国有林の伐採ができないかというふうなご要望がありましたけれども、下北森林管理署さんのほうにはおつなぎいたしましたけれども、今まだ実施したというふうな状況はできてございません。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） この電気柵については、さっきも壇上で申しましたとおり、ある程度現役を引退した方々が趣味と実益を兼ねて、またなおかつ自家消費を兼ねて、また運動も兼ねてやっている部分が多うございまして、せっかく手塩にかけて育てたものがサルに取られてしまうと。サルには、多分罪はないのしょうけれども、決して悪気ではないのしょうけれども、そういう部分があれば大変残念な結果になります。なるべく、私がさっき壇上で述べましたが、電気柵というのはベストとは言わずセカンドベスト的な効果があるのではないかと考えておりますので、これからがんがん要望させていただきまますので、よろしく対処をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（山本留義） 次は、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） 9番、市誠クラブ、川内町の東健而です。質問に入る前に、議長の許しを得て一言おわびとお礼を申し上げさせていただきます。

皆さんもご承知のことと思いますが、このたび川内町宿野部で男のお年寄りが行方不明になりました。この方は、私の近い親戚であります。9月4日の午後、キノコをとりに行くと言って出たまま帰らず、その日の夕方からきのうと、むつ警察署やむつ消防署、各部落の消防団の皆さん方の懸命の捜索にもかかわらず見つかりませんでした。しかし、きょう早朝から再び捜索したところ、間もなく午前8時過ぎに無事発見されました。よく5日未明の大雨と、きょうの寒さに耐えていたものと感心しております。この間、関係者の皆様には大変なご苦勞とご協力をいただきましたことに対しまして、親族を代表し、おわびと御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、今回のむつ市議会第217回定例会で私の一般質問も8回目を迎えました。めぐりめぐってようやく2年が過ぎたという実感が湧いているこのごろであります。今回は3項目の一般質問を

させていただきます。

まず1項目め、公職選挙法についてであります。この項目については、午前中の目時議員、午後からの佐賀議員と重複するところがありますが、前議会で削除すれば文脈の流れに変化が見られるという市長の答弁がございましたので、通告どおり質問させていただきます。

まず1点目、低投票率について伺います。7月に行われたさきの参議院議員選挙の投票率を見ると、全国の投票率では、男51.02%、女45.68%という数字が出ています。合計の投票率は48.26%と半分以下になったことが総務省の集計で示されました。本市でも、男が51.02%、女が45.67%であり、合計の投票率も大体同じで48.26%になっています。これは、全投票総数の半分以下の人たちが何らかの都合で投票所に行かなかったということですが、この今までにない低投票率を本市の選挙管理委員会ではどのように受けとめているのか伺います。

反面、これは今の政治に飽き足らず、政治に不信感が突きつけられたようなものと受けとめられても仕方のないことだと思います。人口減少が加速し、原発がいつ収束するかわからず、景気も一向によくなりません。自分の生活がどうなるのかわからず不安だらけの今、選挙だけに重きを置く我が国の体質が党利党略、個利個略に走り、国民の信頼を失い、さらに将来不安が広がり、その政治展望が国民目線から遠ざかり、雲の上のことと映り、国民の本当に必要な医療、介護、年金、保険の問題、最も懸念される地方社会の衰退対策や少子高齢化対策などは全く示されませんでした。政治が変わらない、昔の政治に逆戻りといったことが選挙民の足が遠ざかる原因だったと考えます。

また、本県の選良たちは、選挙のときだけお願いに来ますが、いざ当選してしまうと全く選挙民

を振り返る気もないのでしょうか。自分のところだけがよくなればよく、下北のことなどどうでもよく、県民と対話さえしようとしません。当選した多くの代議士が今まで少しずつでも地元のために尽くしてきたならば、地方社会はこんなに疲弊することもなかったはずであります。これがこれからも続いていくと考えている人たちのいかに多いことか。それが誰に投票しても同じだと考えられ、投票所へ足を運ばない理由の一つとなっています。この投票率の低調に対して、当局はこれをどのように捉えているかお伺いいたします。

2点目、投票率向上についてであります。これを受けて、今後いろいろな対策を考えていかなければならないと思いますが、これから2年後、統一地方選挙がまいります。青森市の市議選は来年の10月と聞きましたが、知事選、県議選、市長選、地方選などがまいります。このままでは誰に投票しても政治は変わらないという無関心層の拡大が懸念されます。投票率向上には何が必要と考えるか、選挙民に投票所へ足を運ばせるにはどうすればいいのか、いろいろな方策を考えていくべきだと考えますが、この対策についてどのように考えているのか伺います。

3点目、選挙人の年齢引き下げについてであります。国からの指示があれば、それに従わなければなりません。今成人式を18歳に引き下げ、投票権を付与しようという意見が出ています。これは、選挙制度を抜本的に変更することになります。高校を卒業すると同時に成人になり、選挙権を与えるということになりそうですが、これは選挙とはどういうものかというそのあり方を学ぶことを学業に取り入れる必要があるのではないかと考えます。選挙については、生徒会長の選挙などで、そのあり方を少しずつ経験しているようではありますが、今回の低投票率のように選挙を棄権したりインターネット選挙の方法など選挙というものが

変わってきています。この成人の年齢引き下げについての問題と選挙権の問題について、本市ではどのように考えているのでしょうか。

4点目、選挙ポスター掲示場設置の受注者についてお尋ねいたします。ポスター設置場所の請負についてでございますが、以前に設置はシルバー人材センターで設置していたと思いますが、現在土建業者が設置しているようであります。シルバー人材センターでは、仕事量が減っていることから、ことしの7月25日付で仕事量をふやしてほしいとの要望が出され、議員全員にコピーが配布されたのはご承知のとおりであります。仕事量が減ってきているのになぜ変更になったのか、その理由を伺います。

5点目、選挙ポスター掲示場の削減についてであります。選挙のポスター掲示場が随分多いように思いますが、選挙管理委員会では数は妥当と考えているのかどうか。旧町村部では、合併前に設置箇所を少なくしたときがありましたが、合併したら、いつの間にか、その数がもとに戻っています。ただの手違いとは思われないのですが、なぜこのようになってしまったのか。人口が減っているのに、ふえているのはなぜでしょうか。以前と違い、選挙公報が毎戸に配布されるようになりました。それを見れば、候補者の顔や公約は全てがわかるようになっていきます。看板の設置場所の削減で経費節減を考えるべきだと思いますが、選挙管理委員会ではポスター掲示場の削減についてどのように考えているか、対応についてお伺いいたします。

6点目、インターネット選挙の解禁についてであります。ことしの7月の参議院議員選挙からインターネット選挙運動が解禁になりました。地方選挙では、インターネットに疎い人が多いと思います。これを受けて、どのようなものが市民に周知させる対策が必要であると考えますが、い

かがでしょうか。

また、この流れはこれからの選挙という選挙に取り入れられ、どんどん加速し、浸透していくものと考えますが、同時に選挙離れがふえていくものと危惧されます。この対策は考えているのかどうか、本市の対応について伺います。

次に、2項目めであります農業の振興策と将来構想についてであります。むつ市議会第213回定例会で農政問題を取り上げましたが、私は農家ではありませんので、農業に対しては非常にわからないところが多いと思っています。そこで、今回はその中の土地改良区と耕作放棄地の利用の問題、さらに農地にかかわる今後の問題点と将来像について、前むつ市議会第213回定例会の質問と似通った部分もありますが、単純にこのままでいいのかという疑問と、農業者の視点に立ち質問させていただきます。今回は、質問の順序が断片的になって脈絡がありませんが、総体的にお酌み取りいただきまして、お答えいただければ幸いです。

まず1点目であります。本市の土地改良区の全体像についてであります。土地改良区には、行政側から補助金や助成金が投入されていますので、今本市の土地改良区制度はどのようになっているのか、その全体像について伺います。場違いな質問になりましたら、ご容赦いただきたいと思います。

現在存続している土地改良区について、数はどのくらいか、その活動状況はどのようになっているか。また、今まで存在しながら解散や休止になった土地改良区はあるのかどうか、その役員や会員の活動状況は今どのようになっているのか。存続にかかわらず、解散した土地改良区の存在も耳にしています。土地改良区の他の農業への資金援助などはどのようになっているのか、大ざっぱで結構ですので、お答えいただければと思います。

2点目、田畑の消滅で土地改良区の存続はどうなるかということであります。何回も取り上げ、今さらながらという気持ちもしますが、年老いて耕作できなくなった農家の人たちが耕作放棄地の問題を背負ってどうしていけばいいのか、大変困惑しています。このままでは耕作する人たちがいなくなり、農地が消滅してしまうのは時間の問題であります。このことは、前回は指摘しておきましたが、その対策に一向に進展がありません。農業者に不安と未練が残る中、今川内地区では土地改良区が先細りになってきています。その水路に改修費用を投資していると伺っています。土地改良区が存在し、減少傾向にあるとしても、農業者が一生懸命田をつくっている以上は大変ありがたいことだと考えますが、これが全面改修になるのかどうか、改修の範囲と費用はどの程度になるのでしょうか。

最近耕作者の減少で土地改良区の存在意義がささやかれるようになってきました。農業のあり方について、土地改良区が存続できるかどうか、今岐路に差しかかっていると思いますが、後継者不足の折、存続ができなくなるおそれが出ています。後継者を養成し、農村に若者たちを定着させる構想も欲しいところですが、どうにもならないと考えているのか、何らかの対策を考えるべきだと思います。土地改良区の存続問題について、今後の対処方法をお伺いいたします。

次に、3点目であります。土地改良区制度と賦課金制度の現状認識と対応について伺います。再度申し上げますが、私は農業者ではありませんので、差し出がましいことだとは思いましたが、土地改良区制度について、耕作放棄した人たちから、何十年たっても賦課金が請求されているという声が聞かれます。代弁者として伺いますが、負担金制度の疑問にお答えいただきたいと思います。

まず、この制度は昭和24年、1949年6月6日か

ら始まり、当時は田を耕作するためには農業用の給配水が重要視され、水路を確保、整理し、維持管理することが耕作者の義務とされました。前むつ市議会213回定例会と同じ部分を再度引用させていただきますが、隣地との境界をはっきりさせるために共同であぜ道づくりなども行ったということであります。このときに田を耕作している人たちがこの制度に全て半ば強制加入させられ、共同作業や賦課金を納めるようにしてつくられたのがこの制度でした。今それから64年がたち、当時耕作に携わっていた人たちも離農し、高齢化し、田を耕作できなくなった人たちや、亡くなった人たちが多くなっていることはご承知のとおりであります。壮大なビジョンのもとでスタートしたこの制度ですが、今では多くの人たちが農業から離れてしまい、水路利用が少なくなってしまうました。農業を始めた当初は、まさか農業をやめなければならなくなるとは思っていなかったと思います。川内町や他の改良区でも見渡す限り水田が広がっていました。しかし、川内町ではその場所の中間に道路が通り、田は分断され、水のはけ口が悪くなってしまいました。やがて減反対策や米の価格競争などから田から離れる人たちがどんどんふえていきました。64年がたち、誰でも農地がこんなに荒れ放題になるとは思っていなかったと思います。

こんな中で、最近離農した人たちの家に伺いましたら、賦課金制度がまだ生きていて、多くの方々が耕作放棄しているのに、現在耕作している人たちのために水路維持のための賦課金を納めさせられていることを聞かされました。利用していないのにデメリットだけが何十年も離農者の負担になっています。脱退したくても脱退できないと話している農家もありますが、このままでは耕作者が一人になっても、この賦課金を納める義務がつきまとうのではないのでしょうか。単純に考えて、

これはおかしいのではないかと思います、その理由について伺いたします。

また、これが今、年金暮らしの人たちの過度の重荷になっています。土地改良区制度は、飽和状態になっていると思いますが、この賦課金の徴収をいつまで続けていくつもりなのか。賦課金制度の現状認識と今後の対応について伺います。

4点目、現行農地利用面積と土地改良区の存続についてであります。合併後の土地改良区で、現在まだ存続しているところはどれくらいか。川内とむつ市の山辺沢、大畑が残っていることは、むつ市議会第213回定例会で伺いましたので、理解していますが、むつ市の他の改良区はどのようになっているのか、この他になかったのかどうか。また、差し出がましさを承知で伺いますが、田を必要としない他の農業団体には賦課金制度や補助金、負担金のようなものがあるかどうか。構想として将来農地を集約する場合、いろいろなしがらみなども考慮しなければなりませんので、説明できる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

また、農業政策について、政府は増産体制を進めるビジョンを描いているようですが、これに呼応する時が来ると思いますので、伺います。本市全体の土地改良区で、現在作付されている田畑の面積はどのくらいか。耕作放棄地の面積は増大しているが、それはどのくらいに上っているのか。ピーク時と現在の作付面積の比較について伺います。

また、本来の目的である水路の管理や耕作放棄した境界の保守など、どのように保たれているか、当初の思惑どおりに継続されているか。田畑の縮小で、いずれは田畑をつくる人がいなくなります。ただ、水路だけが残るのではないかと思います、土地改良区の存続と今後についてどのように考えているのか伺います。

5点目、土地改良区取り下げ申請と負担金の改廃についてであります。この土地改良区制度は、初めにも申し上げましたが、昭和24年に申請されています。64年がたち、大部分が目的を失ってしまった現状に鑑み、申請を取り下げ解散し、賦課金や負担金は利用している耕作者で再度申請加入し、耕作放棄した場所の賦課金徴収を廃止すべきではないかと考えますが、土地改良区取り下げ申請と賦課金の改廃についてどのように考えるか、お答えいただきたいと思います。

6点目、資金調達と小水力発電設備導入についてであります。電力の送電網に余裕がないため、太陽光発電や風力発電などの再生エネルギーの導入には送電線の利用ができないことが紙面に見られますが、農業を活性化するための発想の転換と将来構想の提案として受けとめていただきたいと思います。

3月の新聞記事ですが、青森県では農業用水を利用した小水力発電を十和田市三本木地区に設置することが書かれていました。県農村整備課の課長は、「県内には延長1万1,000キロにわたる農業用水路があり、農業用ダムも含めると潜在的な発電能力は一般家庭で2,700戸分に相当する。再生エネルギーの徹底活用で農村の活性化につなげられれば」とコメントとしています。この政策は、実験段階だと思いますが、県で設置の方向で利用できるのであれば、資金面では県が負担してくれるとのことでもあります。交渉すれば、本市の川内地区の土地改良区でも利用できるのではないかと考えます。これを利用すれば、売電により今まで離農者にも負担をお願いしてきた資金面での補助的な役目も可能になり、負担をお願いしなくてもよくなります。農林水産省で今力を入れている経営所得安定対策や農地再生制度、土地集約制度など、あらゆる制度を利用し、若者たちを農地に定着させるビジョンが描けます。農業委員会で耕作

放棄地を所有者から借りて集約していただければ、徐々に農地を再生できる可能性があります。NPO法人や農業法人などを立ち上げ、農業再生に取り組む機会が訪れています。先細りの農業政策を大転換する 때가来ていると思いますが、以上の構想について、市長はどのように考えるかお伺いいたします。

7点目であります。雇用対策に耕作放棄地の活用をしてはどうか。以上のことから、資金調達が軌道に乗れば雇用が生まれます。まだ農業に従事している人たちもいます。これらの人たちのノウハウを吸収し、また動員し、生きがいや働きがいを提供し、知恵をかりたり、6点目に説明した制度を活用し、本市の眠っている資源を最大限に活用するべき 때가来ていると思います。田にこだわらず農地を利用する千載一遇のチャンスが訪れているのではないのでしょうか。

最近のテレビ放送で、ある村の村長が、「外からの資本で事業をやっても雇用は確かに生まれるが、もうけは外へ出てしまう、また企業はどうにもならないと感じるときさっさと逃げてしまう。地元の1次産業に集中投資をして、若者たちの定着を図らなければ村は消滅する」といって、10年くらいの試行錯誤を繰り返しながら、東京ドーム十数個分のエビの養殖場をつくり、成功した例を放送していました。その村長さんは、現在は他界していませんが、私はその村長の高い理想に感動してしばらく聞き入っていました。若者の定着がなければ、本市の将来がないことは前議会でも申し述べさせていただきましたが、膨大な耕作放棄地を利用し、いろいろな政策を動員し、活性化の道を探り、働く場所がなく、働きたくても働くことのできない人たちに雇用を確保し、少しずつ収入の道を選択する機会を与えてはいかがでしょうか。市長は、この耕作放棄地利用と雇用対策についてどのように考えるかお伺いいたします。

8点目でございます。耕作放棄地の埋設とコンプライアンスについてであります。関連したことは、むつ市議会第213回定例会でも取り上げさせていただきましたが、今回はこの厳格な農地法、農振法という法律を曲げることができるのかどうかという質問であります、農地法や農振法は、どんなに荒れ放題になっても、田畑は他に転用できないという法律であります。これがあって、農地は守られてきたのはご承知のとおりであります。ただし、農地の持ち主が住宅を建てる場合、どうしても農地でなければ建てる場所がないと認められる場合に限り、500平米に限り埋設し、家を建てることになっています。また、売買に関してですが、農業を営んでいる人同士の貸し借りや売買は認められていますが、それ以外の第三者には売買できないという厳格な規定があります。本市の場合、旧川内町の耕作放棄地がどんどん埋められています。近年まばらに埋められていた田が、ことしになってどんどんつながれて、みるみるうちに大きな土地が出現し、非常にびっくりしました。そして、そこに建設業者の置き場がつくられ、さらに埋設箇所が拡大されています。これは、農地法や農振法を解除できてのことなのか。市独自では許可はできないと思っていましたが、国や県の許可を得たのかどうか。これを農業委員会では知っているのか。農地法や農振法がありながら、それから逸脱しているように感じます。コンプライアンスはどうなっているのか伺います。

また、私が申請したときには、非農地証明を持参し、証明書発行を打診しましたが、農振法は剥がせないと頑強に拒否されました。埋設するための方法があるのかどうか、本市の農業委員会では独自で許可を与える権限を有しているのか、県ではこのことを知っているのか。私は埋設することに反対ではありません。かえって埋め立て、畑に

し、利用価値を高めることに賛成であります。しかし、この場所の埋設の過程が不透明であります。農業委員会では、国の定めた農地法や農振法を無視することができるのか、またどうすれば埋設の許可がおりるのか、ご指導とご教示を賜りたいと思います。

9点目、農地売買後の土地改良区からの脱退と賦課金についてであります。紛らわしい問題をお聞きします。農地を埋め立てして売買できるのか、名義が変更になった場合、賦課金などがどうなるかという問題であります。農地を同僚の農家に売買した場合、土地改良区の賦課金や脱退はどうなるのか。わかりそうでわからないのがこの問題であります。また、最近建設業者との売買がなされているようですが、農業委員会ではこのことを知っているかということであります。その場合売買はできるのか、土地改良区の賦課金はどうなるのか。土地の権利が譲渡された場合、事前に賦課金に対しても売り主から権利が他人に渡り、消滅すると考えますが、この場合改良区では脱退を認可容認するのか、賦課金の請求は買い主に移るのかどうか伺います。

10点目であります。田を畑にして米以外のものを栽培する構想についてであります。これは、提案であります。川内町や大畑、山辺沢などには膨大な耕作放棄地があります。7番目の問題と重なる部分がありますが、ご容赦いただきたいと思えます。

この耕作放棄地を埋設し、田と畑とを分離し、荒れ放題になっているところを畑にして有効活用する方法であります。近ごろ温暖化の影響で、我が国の西日本では果樹栽培ができなくなるおそれが指摘されています。果樹栽培には補助金が出ませんが、これからの本市の将来構想として米づくりにばかり固執していないで、政府の政策と呼応して農業を再生する方向性を探るべきときだと思

います。下北半島は、果樹栽培に向いているかどうかは、これからの取り組み次第ですが、農地法では田を畑にすることについては規制する条文がありません。農家が田を田として利用できない以上、ここに土を盛り、畑に転用して農作物づくりを考え指導するということもあり得ます。一坪地主や自家用の野菜づくりなどの道も開けてきます。埋設となれば、区画整理の問題も出てきます。造成には時間もかかり、栽培されるものも選定しなければなりません。6次産業化の道も開けてくるのではないかと思います。途方に暮れている農家の手助けの一環にもなると思いますが、いかがでしょうか。

次に、3項目め、福祉対策についてお伺いいたします。在宅介護者の把握についてであります。老老介護、親子介護、兄弟介護など、自宅での介護が問題になっています。これは、入所希望者が多過ぎて待機させられている人たちの数が年々増加傾向にあり、施設の受け入れ態勢が追いつかないためと聞いています。また、入所費用が高額のため、介護者を介護施設に入れることができない人たちがいるのも事実であります。自宅で介護し、家族や兄弟でかわるがわる親の面倒を見ている姿も見られます。また、子が親の面倒を見るため、仕事をやめたり資金不足になり、長期の介護で疲れ、思い詰めるなどの事例も社会問題となっていますが、本市では自宅、在宅介護者の存在をどの程度把握しているのか伺います。

2点目、在宅介護者への支援についてであります。子が親の面倒を見るのは、いつの時代でも同じですが、最近特に他人事とは思えない事態が発生しています。目立つのは、長期療養や介護で資金不足となり、疲れ果て、夫婦、親子、兄弟などの世をはかなむ姿であります。在宅介護者にも介護度に応じた資金援助をするべきだと思いますが、それができないことが先日NHKで放送

されてきました。資金援助があれば在宅介護者が多くなり、特養施設に影響がいくとこのことで、施設擁護の観点から、在宅介護者に圧力がかかることが懸念されると、年老いた娘が自宅介助している寝たきり老人を訪問診療していた医師のコメントがありました。この問題は、これからさらなる介護者がふえることから、真剣に議論を重ねていかなければならない問題であります。このままだと健常者まで追い詰められることになりかねません。在宅介護者の介護度に応じた資金援助と資金体制について、支援体制について、本市ではどのように考えているのか伺います。

3点目、介護保険財政の今後の対応についてであります。本市では、今まで特養施設の増設などで負担割合がかさむたびに介護保険の値上げがされてきました。今回は、この問題の質問であります。介護者の数が多く、介護施設の増設については理解しますが、増設するたびに介護保険の値上げがなされたのではたまったものではありません。利用者負担の趣旨はわかりませんが、利用していない方々まで負担するこの制度は、単純に考えてどうもおかしい制度だなという感じがします。今までは、いたし方がないと思ってまいりました。しかし、今介護の世話になっていない低年金者の人たちの生活は、食料品、物価の値上がりやガソリンの価格、電気、ガスなどの公共料金の値上がりなどで、幾ら節約しても生活が苦しくなっている人たちが出てきています。年金から天引きで、頼りにしていた生活費は先細り、もう限界だと話している人も出てきました。生きていく限り、電気、ガス、水道、電話、燃料、病院代などは毎月かかります。お年寄りたちはなおさらです。生活費からそれを差し引けば、食料へ回る予算が足りず、食べ物を切り詰めて生活している人たちも出てきていることをご存じでしょうか。介護保険を値上げすれば悪循環を併発し、生活保護への依存

者が激増していくことも予想されます。今苦しみながら税金を支払っている人の中にも、さらなる負担がかかり、税金を支払えない人も出てくると思います。また、特養施設では、増床されているところがあると伺っていますが、介護保険の値上げにつながらないのかどうか、介護保険財政はこの増床によって影響を受けることがないのかどうか伺います。

4点目、介護前の認知症対策への取り組みは今どうなっているかということであります。介護保険財政に無理がかからなくするための対策として、介護依存を先延ばしするための対策が必要だということで、いろいろと議論がされたことがありましたが、それが一向に市民に浸透していないようであります。これでは、議論があっても効果なしと思われても仕方がないことですが、介護前の認知症対策は今どのようなになっているのか伺います。

5点目、特養の入所介護者と入所待機者の数の把握についてであります。今まで特養施設が時々増設されてきましたが、入所者と待機者の数がどのようにになっているのかよくわかりません。不足が解消されたのかどうか、行政側でしっかりとした数字を押さえているのかどうか、入所待機者の順番と増減の報告はあるのかどうか、総体的な入所者の把握はどのように行われているのか伺います。

6点目、順番を待つ待機者の入所先送りや即日入所についてであります。時折順番を度外視した入所で優先措置を受けている介護者がいることが自宅待機者の中から聞かれます。また、施設に入るのに何年も待たされているのになかなか入れない、施設の管理者と面識があれば優先的に入所できると、入所介護を受けている人の中からも聞かれています。これは、入所希望の緊急性からやむを得ないと判断された場合に認められることで

すが、これとは別に極秘に管理者に入所依頼をして入所の順番を飛び越えて入所しているケースがあります。どうすればこのようなことがまかり通るのか。このことは、不公平きわまりないと思いますが、この嘆かわしい実態を行政側では把握しているのかどうか。

行政では、待機者を減らすということで、一昨年介護保険の値上げがなされ、施設の増設を議会で承認されました。新規の増床が一昨年完成したばかりであります。介護保険財政から億単位の資金投下を受けながら、管理者の意思でこんなえこひいきが許されるのかどうか。こんなことであれば、将来介護保険の負担をお願いするようになったとしても、市民は納得しないと思います。以上は、道徳的配慮と倫理的な問題ですが、公平性とコンプライアンスについて、行政側の対応はどのようなになっているのか伺います。

次に、7点目であります。訪問看護と終末医療体制についてであります。誰でも年をとって最期を迎えるときが参ります。その場合問題になるのは、自分が最期をどこで迎えるのかということであります。皆高齢化を迎えているためか、福祉施設で迎えるのか、自宅で迎えるのかが、今介護を受ける前の人たちの話題に上るようになってきました。病気や痴呆症でどうにもならなくなった場合、延命治療をどうするかも家族の深刻な問題ですが、個人の意思を尊重した対応も関心事になっているようです。これも医療議会に関する問題ですが、この論点を踏まえて、福祉対策として公平に考えるべき課題が問題提起されています。施設に入所している人には、介護度に応じた高額な介護保険が交付されますが、自宅で終末期を迎える人たちに対しては、それが無いと聞いています。自宅介護者を助けるための対策も必要と思いますが、終末期を迎えた人たちに対する介護保険サービスの対応は今どのようなになっているのか伺い

いたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

公職選挙法についてのご質問につきましては、教育委員会及び選挙管理委員会からの答弁となります。

次に、農業の振興策と将来展望についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、本市の土地改良区の全体像についてであります。土地改良区は、農業協同組合や漁業協同組合などと同じく独立した法人組織として農業者により組織されている団体であり、市内には4団体が組織されておりましたが、平成16年に土手内土地改良区が揚水機組合へ移行したことから、現在は川内町土地改良区、むつ山辺沢土地改良区、大畑土地改良区の3団体が土地改良法で認められている賦課金を徴収し、それぞれの団体の管理地を管理されているものであります。

市内土地改良区の現状については、いずれの団体も従事者の高齢化や後継者不足などから作付面積が減少し、耕作放棄地が増大するなど厳しい運営状況にあると伺っております。このことから、市では土地改良施設維持管理事業費補助金のほか、農地・水保全管理共同活動支援交付金により水路、農道等の保全管理などへの助成を通じて農家の負担軽減に努めているほか、県と連携し、老朽化した川内地区の幹線水路の改修を進めているところであります。

また、土地改良区管理地以外の農道や水路の維持管理に係る助成については、市が事務局をしているむつ市地域農業再生協議会から各地区の転作組合や農事実行組合へ助成を行っているところであります。

ご質問の2点目、田畑の消滅で土地改良区の存続はどうかから、6点目の資金調達と小水力発電設備導入について及び9点目の農地売買後の土地改良区からの脱退と賦課金についてのうち脱退と賦課金につきましては担当から答弁いたしません。

次に、ご質問の7点目、雇用対策に耕作放棄地の活用をしてはどうかについてであります。当市の耕作放棄地は、湿田が多く、柳等も生えているなど、作付条件の不利な箇所が多いことから、農業委員会と連携のもと、農地の受け手と出し手の条件を整理しながら、畑地として利用が可能な条件のよい箇所から意欲のある担い手等に農地のあっせんを進めていくほか、人・農地プランで新規就農者、担い手等の参入を位置づけるとともに、国の制度である新規就農経営継承総合支援事業及び担い手への農地集積推進事業等を活用し、農地の利用と雇用の拡大を目指してまいりたいと考えております。

ご質問の8点目、耕作放棄地の埋め立てとコンプライアンスについて並びにご質問の9点目のうち、農地に関連することについては農業委員会から答弁があります。

次に、ご質問の10点目、水田を畑地にして米以外のものを栽培する構想についてであります。当市の水田を畑地として利用している事例としては、飼料作物のほか川内地区の一部でアスパラ、大豆、夏秋イチゴ等が栽培されているほか、畑地ではアピオスやニンニクといった新しい作物の栽培がなされております。今後も県や農協と連携しながら、水田の畑地化も含め畑作農業の振興に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、福祉対策についてのご質問にお答えいたします。なお、ご質問の1点目、在宅介護者の把握について、4点目の介護前の認知症対策への取

り組みは今どうなっているか、5点目の特養施設の入所者と入所待機者の数の把握について、6点目の入所待機者の入所先送りと即日入所について及び7点目の訪問看護と終末医療体制については、担当から説明をいたします。

まず、ご質問の2点目、在宅介護者への支援についてであります。自宅で生活している要介護者は、ホームヘルプやデイサービスなどの在宅介護サービスを利用することができるほか、在宅で介護されている方々の負担を少しでも軽減するため、さらに介護保険制度の中の地域支援事業を活用することができます。その事業の中で市民税非課税世帯に限り、要介護4、5の方をご家族が1年間介護サービスを利用しないで介護した場合に5万円を支給する家族介護慰労金や、介護家族や援助者の知識や技術習得のための家族介護教室のほか、介護用品の支給、家族介護者の交流事業等各種事業を実施しております。

議員ご指摘の在宅介護者に対するさらなる資金援助は、市独自の単費事業となり、大きな財源を必要とすることになりますので、介護保険制度内の福祉ニーズに合った支援にとどめておくことが肝要と考えるところであります。

次に、ご質問の3点目、介護保険財政の今後の対応についてであります。介護保険制度は、介護給付費の50%を介護保険料で、残りの50%を国、県、市が公費で賄うことが規定されており、介護給付費が伸びれば、それに比例して介護保険料も上げざるを得ない仕組みとなっております。むつ市においては、平成24年度から第5期の介護保険料を増額しておりますが、これは高齢者の自然増による介護給付費の伸びや施設整備等による伸びを見込んだものであり、市民のサービスニーズを反映するよう努力した結果であります。

議員ご指摘のように、65歳以上の方の保険料については、生活に直結する負担であることは十分

推察されるものの、介護保険制度は国民相互で助け合う制度であり、保険料を拠出し合うことによって運営される仕組みでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、国は来年提出予定の介護保険法改正案の中で、今後の低所得者への負担軽減のため、保険料の軽減措置を拡充することや、一定以上の所得者に対する介護サービスの自己負担割合を1割から2割に引き上げるなど応能負担の考え方を取り入れ、運営のあり方を検討しているところであります。したがって、介護保険財政につきましては、国の動向も注視ながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 東議員の公職選挙法についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の3点目、選挙人年齢の引き下げについては、義務教育では選挙のあり方についてどのように学んでいるのかお答えをいたします。議員ご指摘のように、選挙とはどういうものなのかを学び、選挙に着目して望ましい政治のあり方及び主権者としての参政のあり方について考えさせ、公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気づかせていくことは大変重要な学習活動であると認識しております。

義務教育における選挙のあり方に関する指導については、小学校では第6学年において学習し、中学校では歴史的分野との関連を図りながら、第3学年において公民的分野で学習しております。その学習内容につきましては、学習指導要領に基づき日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方を取り上げるとともに、参政権という国民が持つ権利と選挙によって民主政治が成り立っていることを指導しているところであります。

また、民主主義の基本である選挙を正しく理解できるように中学校においては生徒会役員選挙を実際に近い形で実施しております。このような生徒会役員選挙を通して議会制民主主義の意義について考えさせ、多数決の原理と、その運用のあり方の理解を深めることを目的としております。

あわせて、生徒が政治に対する関心を高め、将来の有権者として主体的に選挙権を行使し、社会に積極的にかかわろうとする姿勢を育んでいくことも大きな目的としております。

ここ数年、国会等では若い世代を政治に参加させるため、選挙権を与える機会を18歳に引き下げる議論がなされておりますが、引き下げるか否かにかかわらず、教育委員会といたしましては、将来の主権者を育てるうえで民主主義の本質に関する理解を深め、公民としての基礎的教養を培い、民主的、平和的な国家、社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う社会科教育を充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 東議員の公職選挙法についてのご質問にお答えします。

ご質問の1点目、低投票率についてとご質問の2点目、投票率向上については、関連がございますので、一括してお答えします。

さて、今回の参議院議員選挙の当市の投票率が48.26%と50%を切ったところについては、大変残念な結果になったと思っております。平成になってから、参議院議員選挙が10回ありましたが、今回を含め4回が50%を切っており、先ほど佐賀議員にお答えしたような原因が推察される所であり、この低投票率については大変な危機感を感じております。

当市の投票率向上に向けた取り組みにつきましては、市政だよりでの周知、選挙公報の発行、エフエムアジュールでの呼びかけ、防災行政用無線での周知、入場券の発送及びその入場券に期日前投票の宣誓書を印刷することで期日前投票を容易にできるようにするなど、有権者への投票意識を高める方策を講じております。

また、期日前投票所を本庁舎及び各分庁舎の4カ所に設置し、投票時間を午後8時までとして投票の利便を図っております。さらに、むつ市明るい選挙推進協議会のご協力をいただき、市内大型小売店7店舗の前で街頭啓発活動を選挙時ごとに実施するとともに、市内13店舗において、店内放送を通じて来店された方々に呼びかけもしていただいております。

そのほかに実際に使用している投票箱や記載台を学校に貸し出しをし、生徒会選挙などで使用していただくことで投票意識の醸成を図ることも行っております。

いずれにいたしましても、有権者の皆様方が投票する権利を行使していただくように、地道ながら推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、選挙ポスター掲示場設置の受注者についてお答えします。確かに合併以前の川内町では、社団法人むつ市シルバー人材センターに掲示場設置をお願いしたときがあるとはっておりますが、現在の業務委託を発注する考え方は、設置、保守管理、撤去を一括とし、特に緊急時に迅速な保守の対応ができる業者を指名して、地方自治法施行令及びむつ市契約規則にのっとり、指名競争入札しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、選挙ポスター掲示場の削減についてお答えします。ポスター掲示場の設置箇所につきましては、合併前の平成16年の参議

院議員通常選挙における旧川内町の設置箇所は98カ所でした。今回の選挙での設置箇所数は93カ所と5カ所減少しております。このポスター掲示場の設置箇所数は、公職選挙法施行令第111条の規定により、その投票区の選挙人名簿登録者数と面積で設置箇所の数が定められ、川内町地区の基準数が98カ所です。しかしながら、地域によっては、それでは多いところや少ないところがありますことから、県選挙管理委員会と協議をして調整を図っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、インターネット選挙運動解禁についてお答えします。このインターネット選挙運動の解禁は、解禁という言葉を使っておりますが、誰もが自由にいろいろなことができるということではありません。あくまで選挙運動期間のみの間、インターネットを使った選挙運動ができるというものでありまして、公職選挙法による規定が適用されておりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

議員お尋ねのインターネット選挙運動の周知につきましては、その概要を市のホームページに掲載したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 農業委員会会長。

（立花順一農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（立花順一） 東議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の8点目、耕作放棄地の埋め立てとコンプライアンスについて、並びにご質問の9点目、農地に関することについてであります。農業委員会は農地法第3条に基づく耕作目的の農地の権利移動、賃貸借等の権利の設定に関する許可業務を行っており、許可要件として、農地の適正な有効利用計画の作成、地域との調和要件等がございます。

農地転用については、許可権限者である青森県へ農業委員会の意見を付して許可申請書を送付する役目を担っております。農地を住宅、駐車場等に転用する場合、許可要件として立地基準、一般基準等の基準要件があり、自己所有地を自己転用する場合の農地法第4条申請と農地の賃貸借の設定、権利を移動し転用する場合の農地法第5条申請がございます。

非農地業務については、国において平成20年4月15日、農林水産省経営局長通知により、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準が示されており、それに沿った非農地証明事務取扱基準を作成し、対応しているところでございます。登記簿上の種目が農地である土地について、その土地が森林等の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、またそれ以外であっても、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合には非農地に該当するものであり、農地の行政上、特に支障が認められない土地で農地法の適用を受けない旨の証明業務であります。

また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域については、今後とも農地として利用される見込みがあるとされることから、取り扱いができないことになっております。

農業委員会では、農地管理の一環として、無断転用農地の遊休化などに対して日常的な実態把握に努め、市政だより、むつ市ホームページでの普及啓発にも努めており、現在行っている農地パトロール、農地利用状況調査などにより、不適切な事例が発生しないよう発生防止、指導に努めていかなければならないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

東議員ご承知のとおり、田から畑地にする場合

は、農地法での規制はありませんが、それぞれの地区において、土地改良区等が設置されている場合は、それぞれの承諾等も必要になる場合もあろうかと存じますので、調整されたうえ、農業委員会へ届け出をしていただくことになろうかと存じます。

農業委員会といたしましては、農地法等を厳守し、法の基準に照らし、業務を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 東議員の農業の振興策と将来展望についてのご質問の2点目、田畑の消滅で土地改良区の存続はどうなるかから、6点目の資金調達と小水力発電設備導入について及び9点目の農地売買後の土地改良区からの脱退と賦課金につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、川内地区で計画している幹線水路の改修につきましては、施設の老朽化に伴い、県営事業で改修工事を平成24年度から平成27年度までの4カ年事業として計画しております。事業の内容としては、総延長6,265メートルのうち、老朽化部分614.8メートルの改修工事を行うものであり、総事業費は約1億2,700万円となっております。

次に、本市の合併後存続している土地改良区は、市長が答弁いたしましたとおり、川内町土地改良区、むつ山辺沢土地改良区、大畑土地改良区の3団体であります。また、土地改良区管理地の水稻作付面積についてであります。土地改良区発足時、3団体の耕作面積は合計で約520ヘクタール、組合員数は1,070名でありましたが、現在は農業従事者の高齢化などにより3団体で水稻作付面積は約33ヘクタール、耕作者数は71名に減少していると伺っております。

次に、資金調達と小水力発電設備導入についてであります。県内で農業用水路を利用した小水

力発電は、ため池からの放流水で水車を回し発電する施設としては五所川原市が、農業用水路の落差を利用して水車を回し発電する施設としては七戸町の2カ所が稼働しており、十和田市では県が出力196キロワットの実用施設の建設を計画していると伺っております。しかしながら、川内地区の農業用水路を活用した小水力発電設備導入については、小水力発電に必要な落差がなく、また夏場以降の十分な水量が確保できないなどから、実用可能な発電量が確保できない状況にあると伺っております。

次に、土地改良区の存続や組合からの脱退及び賦課金の徴収についてであります。土地改良区は市長が答弁いたしましたとおり、農業協同組合や漁業協同組合などと同じく独立した法人で、土地改良法の認められている賦課金を徴収し、管理地を管理しているものであり、土地改良区の存続や賦課金のあり方については、各土地改良区の事案であり、市が関与できる事案でないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 東議員、私は議長として議員の発言は最大限尊重しますけれども、私どもむつ市議会といたしましては、おおむね1時間ということが決まっております。もう2分ほど過ぎていますけれども、答弁させますか。

（「おおむねだから、やったほうがいいよ」の声あり）

○議長（山本留義） ただ、東議員、あなた大ベテランがこういう形の中でやれば、議長としては本当に発言させたいです。ただ、この26人議員の中で、やっぱり決まり事は決まり事として今後とも気をつけていただきたいと思えます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 福祉対策について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、ご質問の1点目、在宅介護者の把握につ

いてであります。平成25年3月時点での介護認定者数の合計は3,342人となっております、そのうち施設入所が942名であることから、2,400人が在宅介護者ということになりますが、そのうち実際に介護保険サービスを利用している方は1,860人となっております。

また、議員ご指摘のような在宅介護で生じる問題については、地域包括支援センター等の相談業務を通じて把握しているほか、困難事例等につきましては地域ケア会議の中で情報共有し、検討を行っております。

次に、ご質問の4点目、介護前の認知症対策への取り組みについてであります。認知症については、現在の医学では残念ながら完治が見込めませんが、進行の度合いをおくらせることは最新の医学により可能となってきております。介護保険制度では、要介護状態となることを防ぐための1次予防を対象とした介護予防教室を実施しており、認知症高齢者の早期発見や危険防止の一助となっただけできるよう、65歳以上の方々を対象に認知症サポーター養成講座を実施しております。現在1,163名の方が、この講座を受講し、認知症サポーターとして登録されております。

また、各地域の在宅介護支援センターを活用して認知症予防の介護セミナーなども実施しております。認知症の早期発見、早期治療、予防を図るとともに、市民の皆様が認知症を正しく理解し、ともに住みなれた地域で安心安全に生活していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5点目、特養施設の入所者と入所待機者数の把握についてであります。現在むつ市内に特別養護老人ホームは地域密着型を含めると8カ所ございますが、入所者数については定員が378人で、ほぼ満床となっております。施設入所の申し込みは利用者、またはその家族が直接施設にするため、特別養護老人ホームの待機者数の

最新の状況は把握できませんが、平成24年度に施設側に照会して集計したところでは、真に入所が必要と判断される現在在宅の待機者数は96名となっております。

次に、ご質問の6点目、入所待機者の入所先送りや即日入所についてです。特別養護老人ホームへの入所については、介護保険制度が導入されてから、利用者側と施設側とのいわゆる直接契約制になり、入所決定は施設側が行うことになりました。そのため、入所順番については直接市が関与できることはありませんし、議員ご指摘のような縁故者等を優先的に入所させているという情報もつかんではおりません。入所順位の決定は、それぞれの施設において、青森県で定めた介護老人福祉施設入所指針に基づいて施設で開催する入所判定委員会で公正に判定しているはずでありまして、入所の必要性の高い要介護者から優先的に入所されているものと考えております。

次に、ご質問の7点目、訪問看護と終末医療についてであります。終末医療体制については、地域ごとの医療体制や家族の支援体制の有無で大きく左右されることになると思います。介護保険サービスで対応できるものとしては、訪問看護サービスがあります。このサービスは、自宅で療養が必要な方に対し、医師の指示に基づいて看護師等が療養上の世話や必要な診療の補助を行うもので、その事業所は現在市内に6カ所ございます。しかしながら、終末期になりますと、24時間365日の支援体制が必要となってくることから、実情としては家族の介護力不足や訪問診療する医師の不足などから病院や施設で最期を迎える方の割合が多くなっているのが現状でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで東健而議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月7日及び8日は休日のため休会とし、9月9日は工藤孝夫議員、佐々木隆徳議員、菊池光弘議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時27分 散会